

令和3年(2021年)11月26日

豊中市長 長内 繁樹 様

豊中市男女共同参画審議会
会長 槇村 久子

「豊中市DV対策基本計画」を包含する新たな
「第3次豊中市男女共同参画計画」の策定について（答申）

豊中市男女共同参画審議会は、豊中市男女共同参画推進条例に基づいて、令和3年（2021年）8月4日付けで諮問を受けました。

本審議会では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や新しい生活様式への対応など社会経済情勢の変化、男女共同参画に関するアンケート調査（令和2年度実施）の結果や現行計画の成果と課題をふまえた審議を行い、別添のとおり答申します。

別 添

答申にあたって

豊中市では、第2次豊中市男女共同参画計画（平成24年度（2012年度）～令和3年度（2021年度））、第2次豊中市DV対策基本計画（平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度））に基づき、男女共同参画を推進するための施策を実施してきました。

令和3年度は、第2次豊中市男女共同参画計画、並びに第2次豊中市DV対策基本計画の最終年度にあたります。市では男女共同参画に係る現状と課題の把握、事業評価を一体的に行うために、女性活躍推進計画を含む現行の「男女共同参画計画」と「DV対策基本計画」を統合し、新たな計画を策定します。

これに伴い、「豊中市DV対策基本計画」を包含する新たな「第3次豊中市男女共同参画計画」の策定について豊中市長から諮問を受け、これに対して当審議会として審議した意見をまとめ、答申するものです。

令和3年(2021年) 11月26日

豊中市男女共同参画審議会会長 榎村 久子

1. 第3次豊中市男女共同参画計画の策定について

第3次豊中市男女共同参画計画においては、本計画の基本理念である「男女共同参画社会の実現」に向けて必要な柱として、4つの基本目標を設定します。また、特に基本目標2を女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画、並びに基本目標4の一部を配偶者暴力防止法に基づくDV対策基本計画として位置づけることを求めます。

以下、基本目標ごとに当審議会の意見を示します。

<基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する>

- ・性別に加え、性的指向や性自認などを理由とする差別・偏見などが起きないように、意識づくりや教育・学習等を展開する必要がある。特に教育分野における児童生徒や教員への取組みが必要である。
- ・ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」によると、包括的性教育を若年から始めていくことが重要であり、適切な態度や行動の選択ができるよう、発達段階に応じた性に関する指導を実施する必要がある。また、性的なコミュニケーションについては、デートDVや性暴力にも関係している。
- ・性的マイノリティについて、制度だけではなく、個々へのフォロー（当事者同士の集まり、親・家族との話し合いへの支援など）も必要であり、取り組みの周知と安心して相談できる体制づくりが必要である。
- ・現行の社会制度や慣行が男女共同参画推進の障壁になっている部分も多い。社会制度を変えることによる改善へつながる取組みについても非常に大事である。

<基本目標2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する>

- ・男女共同参画を推進していく中で、「意識の改革」と「女性の参画の拡大」を計画の両輪として展開していく必要がある。
- ・男性の育児休業について、取得前及び取得後のフォローを行い積極的な民間企業は多く、育児休業の取得により男性自身が多様な価値観や経験を得ることが重要という認識も広がっている。市では様々な研修を行っているが、育児休業の取得に向けては、管理職を含めた一人ひとりの認識づくりや様々なフォローを展開していく必要がある。
- ・リモートワーク等による、経済状況や新しい働き方などの動向をふまえた多様な働き方への支援やワーク・ライフ・バランスの推進の強化は大きな課題だが、日本の大きな社会的課題でもある。
- ・豊中市の強みである「市民力」「地域力」を、地域での女性の参画拡大につなげていくことが重要である。
- ・労働について学ぶ機会の提供が、生徒や学生などの社会人になる前、社会人にも必要である。

<基本目標3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する>

- ・高齢者・障害者・外国人だけではなく支援を必要とする「すべての人」への支援について、地域包括ケア・豊中モデルの強化・構築による包括的な支援の推進が期待される。
- ・ひとり親家庭の困窮は非常に大きな社会問題になっていることから、具体的な取組支援について盛り込む必要がある。
- ・困難を抱える人々に寄り添う地域づくりなど、地域力による支援の展開が期待される。
- ・防災・災害対策での男女共同参画の推進について、コロナへの対応とともに、気候変動などによる大規模災害への対応、防災についても考慮する必要がある。
- ・人口構成とともに世帯構成も大きく変化する一方で、平均寿命と健康寿命が延伸している。人生100年時代を迎えるなかで、女性を含むすべての人の健康対策の推進・支援が求められる。

<基本目標4 あらゆる暴力を根絶する>

- ・精神的暴力と社会的暴力への認識について、女性に比べ男性の方が低いため、各暴力の認識向上のための取組みを進める必要がある。
- ・多様な主体との連携について、DVで最初に通報を受ける警察との連携が重要となる。
- ・性暴力への対応について、女性も男性も、そしてトランスジェンダーなど様々な性の方にも問題となっている。また、小児性愛者の問題について、被害者は女の子が多いが、児童・生徒にあたる男の子の被害も非常に多いということが分かってきている。そのような背景もふまえ、新しい視点、社会で新たに課題となっていることを反映していく必要がある。

「豊中市DV対策基本計画」を包含する新たな
「第3次豊中市男女共同参画計画」

目次

I 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ等	2
3. 計画の期間	4
4. 計画の進行管理	4
5. 世界・国・大阪府の男女共同参画に関する動向	5
1) 世界の動向	5
2) 国の動向	6
3) 大阪府の動向	7
6. 第2次豊中市男女共同参画計画改定版・第2次豊中市DV対策基本計画における取組みの状況と課題	8
II 計画のめざす方向	12
1. 基本理念	12
2. 基本目標	12
3. 基本的視点	12
4. 重点的に取り組む施策	14
5. 施策の体系	15
III 施策の展開	17
基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する	17
1 人権意識の育み	18
2 人権としての性の尊重	18
3 表現における人権の尊重	19
4 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	20
5 男女共同参画の理解の醸成	22
6 男女共同参画にかかわる情報の収集と発信・提供	24
推進のための指標	25
基本目標2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する	26
1 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大	29
2 多様な働き方への支援	31
3 ワーク・ライフ・バランスの推進	32
推進のための指標	35
基本目標3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する	37
1 エンパワーメントへの支援	39
2 さまざまな困難を抱える人々への支援	41
3 生涯を通じた健康支援	43
4 防災・災害対応時における男女共同参画の推進	44
推進のための指標	45

基本目標 4	あらゆる暴力を根絶する	46
1	DVを許さない社会づくり	49
2	相談体制の充実	50
3	DV被害者の保護および自立支援	51
4	関係機関等との連携・協力	54
5	あらゆる性暴力への対策の推進	55
	推進のための指標	57
IV	計画の推進	58
1.	人権行政推進本部	58
2.	男女共同参画推進連絡会議	58
3.	DV防止ネットワーク会議	58
4.	男女共同参画審議会	59
5.	男女共同参画苦情処理委員会	59
6.	男女共同参画推進センター	59
7.	配偶者暴力相談支援センター	59
8.	男女共同参画に関する調査・研究	59
9.	市民、事業者、グループ・団体等との連携・協働	59
10.	国、大阪府、他市町村との連携	59

I

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

世界では、平成 27 年(2015 年) 9 月に国際連合(以下「国連」とする。)で採択された、持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の達成に向けて取組みが推進されています。その中でも、「ジェンダー平等の実現」は目標の 1 つとして位置づけられているとともに、すべての目標達成において必要不可欠な要素とされています。

一方で、我が国では、平成 11 年(1999 年)に「男女共同参画社会基本法」が制定され、「男女共同参画基本計画」に基づく取組みなどが推進されてきました。しかしながら、令和 3 年(2021 年) 3 月に世界経済フォーラムが発表した「ジェンダーギャップ指数(GGI:Gender Gap Index)」において 156 か国中 120 位となっており、ジェンダー平等に向けた取組みは先進国の中でも極めて低いレベルにあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、配偶者等からの暴力や性暴力、経済的困難を抱える女性等の問題が増加、深刻化したことで、我が国における男女共同参画の実現の重要性が改めて認識されています。

本市では、平成 15 年(2003 年)制定の豊中市男女共同参画推進条例に基づき、「豊中市男女共同参画計画」を、平成 24 年(2012 年) 3 月には後継計画となる「第 2 次豊中市男女共同参画計画」と「豊中市DV対策基本計画」を策定しました。また、平成 29 年(2017 年) 3 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨もふまえ「第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版」および「第 2 次豊中市DV対策基本計画」を策定し、これらの計画に基づき、豊中市における男女共同参画施策を展開してきました。

しかしながら、男女の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)、DVをはじめとする性別に起因する人権侵害など、男女共同参画の実現を阻む課題は依然として残されている現状があります。

また、人口減少社会や人生 100 年時代の到来など、社会の状況は大きく変化しており、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、人々の暮らし方や働き方、社会経済活動を見直す動きが加速しています。そして、今後、男女共同参画を推進していくためには、これらの変化に対応するための新たな視点も必要となっています。

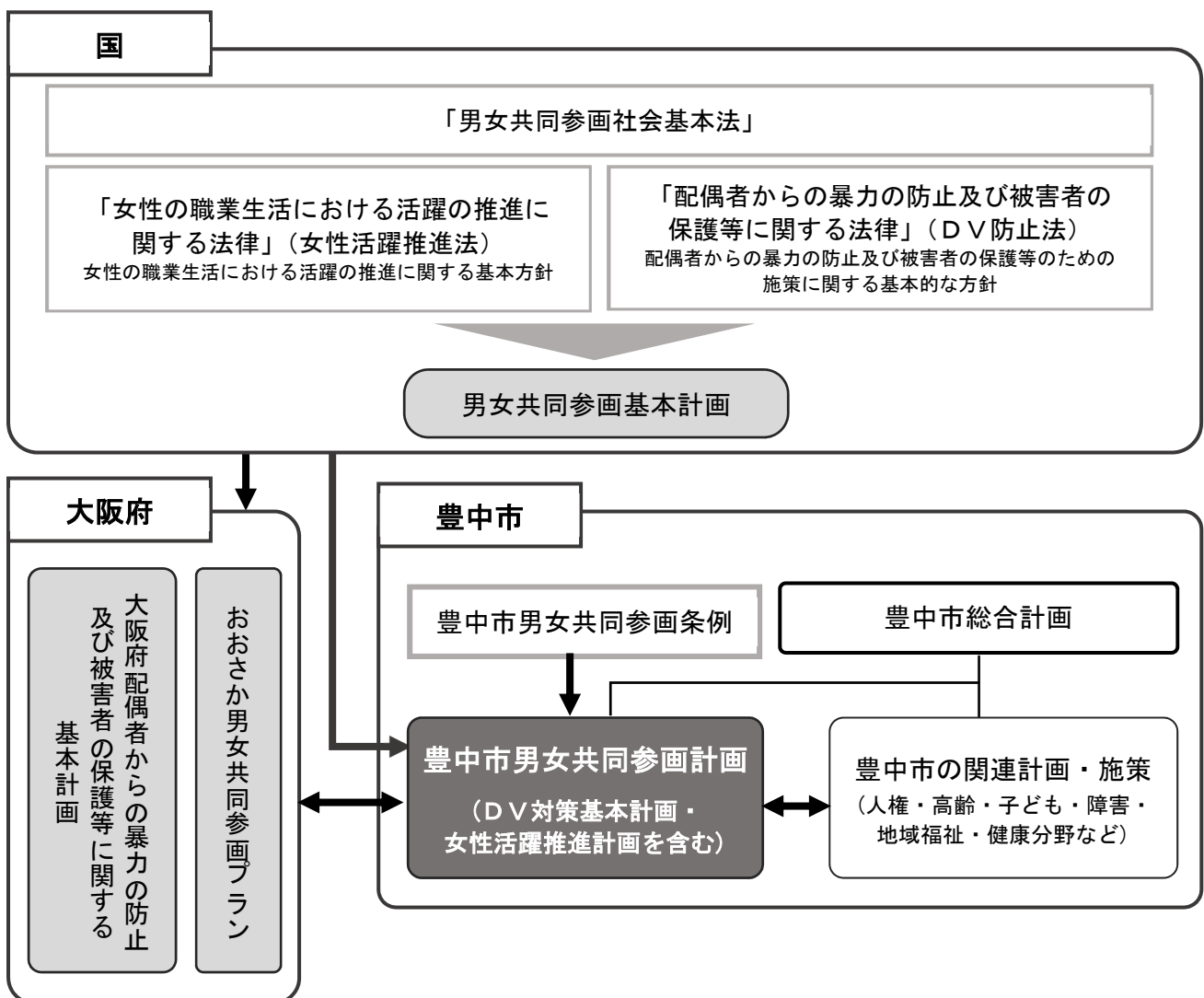
このような社会情勢の変化をはじめ、世界、国、大阪府の男女共同参画に関する動向、これまでの本市の計画の進捗状況などをふまえ、本市においても男女共同参画社会の実現と女性活躍推進の取組み、およびDV対策に取り組み、新しい時代を切り拓いていく必要があります。

今回、「豊中市男女共同参画計画」および「豊中市DV対策基本計画」ならびに「女性活躍推進法にもとづく推進計画」の取組みは女性、男性、地域、事業所等、その対象が重複するとともに、施策の内容も深く相互に関連していることから、より効果的、効率的に施策を推進するため各計画を一体化することとし、各法にもとづく 3 つの計画を包含する「第 3 次豊中市男女共同参画計画」(以下、「本計画」という。)として策定しました。

2. 計画の位置づけ等

- 本計画は「豊中市男女共同参画推進条例」第9条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であるとともに、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。
- 本計画は「豊中市男女共同参画推進条例」第10条に基づき、市が男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するにあたって、男女共同参画の推進に配慮する際の指針となるものです。
- 本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV対策基本計画）を含む計画です。
- 本計画は「第4次豊中市総合計画」を上位計画とし、各種計画との整合性を持つものです。
- 本計画は国の「第5次男女共同参画基本計画」および「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン（2021-2025））」をふまえて策定するものです。

【計画の位置づけイメージ】



●●● SDGs と豊中市の取組みについて ●●●

本市においては、SDGsに基づいた施策展開を図ってきました。また、令和2年度（2020年度）には本市がSDGsの達成に向けて提案した取組みが国に評価され、「SDGs未来都市」に選定されるとともに、国と協力しながら提案内容を具体化する3年間の「SDGs未来都市計画」を策定し、SDGsに関する取組みを推進しています。

第4次豊中市総合計画前期基本計画における取組みの方向性とSDGsの理念や目標は概ね合致しており、計画に掲げた「まちの将来像」の実現に向けて、構成する5つの柱「子育て・子育て、教育環境の充実」、「安心・安全の確保」、「都市の活力と快適性の向上」、「健康な暮らしと活躍できる社会の構築」、「持続可能な行財政運営の推進」とそれに紐づく施策・事業を推進することにより、SDGsの達成に結び付けます。

SDGsの全17の目標分野について、「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」は、全ての目標達成において必要な条件であるとされており、本計画においても、あらゆる施策にジェンダー視点を取り入れ、ジェンダー平等の実現をめざします。

また、本計画では「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」とともに、「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標8 働きがいも経済成長も」、「目標10 人や国の不平等をなくそう」、「目標16 平和と公正をすべての人に」の6分野を中心にすべての目標に関わる施策内容を含んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）までの10年間とします。また、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、令和8年度（2026年度）に計画の中間見直しを行い、必要に応じて改定します。

4. 計画の進行管理

計画の達成度や取組みの進捗状況を的確に把握・評価するため、指標を活用しながら、より効果的な計画推進に資するための進行管理を行います。また、重点的に取り組む施策を設定し、各指標と連動させることで、計画の効果的な推進、進行管理を図ります。なお、計画策定の時点で想定可能な具体的目標とするため、成果指標及び活動指標の目標達成年度を、中間見直しを行う令和8年度（2026年度）に設定しています（個別の目標達成年度があるものを除く）。

5. 世界・国・大阪府の男女共同参画に関する動向

1) 世界の動向

昭和50年（1975年）の国際婦人年に開催された第1回世界女性会議において、女性の地位向上をめざして各国の取るべき措置のガイドラインを示すものとして採択された「世界行動計画」を契機に、女性の地位向上と男女の平等のための取組みが各国で展開されることとなりました。昭和54年（1979年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が国連で採択されました。

平成7年（1995年）には第4回世界女性会議が北京で開催され、国際的な男女共同参画の取組みの規範となる「北京宣言・行動綱領」が採択されました。その後、5年ごとに過去5年の進捗と課題を世界全体で振り返る取組みが行われており、北京宣言の採択から25周年となる令和2年（2020年）には「第64回国連女性の地位委員会」（北京+25）が開催されました。「北京+25」では、北京宣言と北京行動綱領の履行の重要性が再確認されたとともに、ジェンダー平等の達成を阻害する構造的課題や、差別的慣習、とりわけHIV/AIDSを罹患した女性や、先住民女性、障害を持つ女性や、移住女性、高齢女性等が複合的な差別に直面し、その脆弱性が增大していることに危惧が示されました。

平成23年（2011年）には、女性と女児の権利を促進するため、国連の4つの機関が統合され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN Women」が発足しました。

また、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では2016年から2030年までの国際目標として17のゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定されました。SDGsの17のゴールのうち、5つめには「ジェンダー平等の実現」が掲げられているとともに、すべての目標達成において必要不可欠であることが示されました。

令和元年（2019年）に日本で開催された「G20サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）」の成果文書である「G20大阪首脳宣言」においても、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されており、社会経済発展の視点からも世界共通の課題とされています。

令和2年（2020年）からは、世界規模で新型コロナウイルス感染症が流行拡大しており、それらが及ぼす悪影響は、女性および女児にとって特に大きくなっていることが指摘されています。国連による新型コロナウイルスの女性への影響についての報告書では、女性への影響をふまえた政策的対応について3つの横断的な重点事項が示されています。（「新型コロナウイルスに関するすべての応急対応計画および意思決定において、女性の平等な代表性を確保する」「有償及び無償のケアに対処することで、平等に向けた革新的な変化を推進する」「新型コロナウイルスの社会経済的影響に対処する取組み全てについて、女性および女児を対象とする」）

2) 国の動向

わが国では、世界の男女共同参画の動きと連動し、女性差別の解消と男女共同参画に向けた取り組みが進められてきました。平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画会議の設置など、国内本部機構の充実・強化、「男女共同参画基本計画」に基づく取り組みなどが推進されてきました。

平成 29 年（2017 年）の「第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版」「第 2 次豊中市DV対策基本計画」策定以降の国の動向についてみると、同年 6 月には近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、「刑法」改正が行われ、性犯罪の規定が厳罰化されました。

平成 30 年（2018 年）には、政治分野における女性の参画拡大をめざす「政治分野における男女共同参画推進法」が公布、施行されました。また、同年には労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。

令和元年（2019 年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や、ハラスメント防止対策の強化などが行われました。また、同年には「DV防止法」改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されるとともに、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることなどが盛り込まれました。

令和 2 年（2020 年）には、同一企業内における正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差が問題となる中で、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されました。

一方で、同年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化、女性の雇用、所得への影響、女性の自殺者数の増加等、男女共同参画の重要性が再認識されました。そのような中、国では令和 2 年（2020 年）12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、第 5 次計画では以下のような社会情勢の現状および課題に係る認識をふまえた内容とする必要があるとされています。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- (4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- (5) デジタル化社会への対応 (Society5.0)
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- (7) 頻発する大規模災害
- (8) SDGs の達成に向けた世界的な潮流

令和 3 年（2021 年）6 月には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」が公布され、希望に応じて男女ともに仕事と育児を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設等が盛り込まれました。

3) 大阪府の動向

大阪府においては、昭和 56 年（1981 年）に策定した第 1 期行動計画「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」から二度の改定を経て、施策が推進されてきました。平成 10 年（1998 年）には、「大阪府附属機関条例」に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」（平成 14 年（2002 年）「大阪府男女共同参画審議会」に改称）を設置し、男女共同参画をめぐるさまざまな課題に対応していくために、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 13 年（2001 年）に平成 22 年度（2010 年度）を目標年次とした「おおさか男女共同参画プラン」が策定されました。また、平成 14 年（2002 年）には府民や事業者と共に男女共同参画社会をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

「おおさか男女共同参画プラン」は平成 18 年（2006 年）に一部改定され、平成 23 年（2011 年）に「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」、平成 28 年（2016 年）に「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」が策定されています。「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」では、「女性活躍推進法」第 6 条第 1 項に定める「当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（都道府県推進計画）が一体のものとして策定されました。

その後、同プランは令和 2 年度（2020 年度）に目標年次を迎え、令和 3 年（2021 年）3 月に「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」が策定されました。プランでは「性別役割分担意識の解消に向けた意識改革」「SDGs の推進によるジェンダー視点の主流化」の 2 つの横断的視点が新たに設定されています。

DV に関する取組みとしては、平成 17 年（2005 年）に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、その後改定を重ねて、平成 29 年（2017 年）には「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017-2021）」が策定されています。

また、府民一人ひとりが性的指向および性自認の多様性に関する理解を深めていくことにより、性的マイノリティの人々に対する誤解や偏見をなくし、だれもが自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、令和元年（2019 年）には「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行されました。さらに、令和 2 年（2020 年）には性的マイノリティがお互いに人生のパートナーであることを宣誓された事実を公に証明する制度である「パートナーシップ宣誓証明制度」が開始されました。

6. 第2次豊中市男女共同参画計画改定版・第2次豊中市DV対策基本計画における取組みの状況と課題

第2次豊中市男女共同参画計画改定版、第2次豊中市DV対策基本計画の基本目標に沿って、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの男女共同参画に関する主な取組みの状況や課題について整理しました。

第2次豊中市男女共同参画計画

基本目標1 人としての尊厳を守る

- 豊中市男女平等教育推進協議会において、学校や市、教育委員会、関係機関が連携し、小中学生を対象とした男女平等教育啓発教材「To you」の作成、活用を行い、若年層に対する男女平等教育のより一層の推進に向けて取り組んでいます。
- 男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」（以下、「すてっぷ」という。）では、常設相談「からだと心と性の相談」「おとな-girls相談」の実施や、若年女性を対象に心身を大切にすることをテーマとした講座を実施しています。
- 性的マイノリティの人権問題をテーマにした出前講座の実施や、「豊中市職員のための性の多様性を理解し行動するためのハンドブック」の作成を通して、市民、市職員に向けて性的マイノリティの人権尊重が浸透するための学習機会や啓発、情報提供に努めています。
- 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントに関して啓発を行い、被害の防止に取り組むとともに被害者への相談支援を実施し、解決案の提示等を行っています。また、教育・保育の場や地域の事業所、地域団体等に向けた研修の実施などを通して、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けて取り組んでいます。
- 「表現のガイドライン」を活用、周知し、各課が作成する刊行物等に対しても適切な表現となるようケースに応じて助言を行っています。
- 現在、豊中市立小学校・中学校で活用されている男女平等教育啓発教材「To you」のさらなる活用と内容の検討をはじめ、人権意識を育むための効果的な啓発等を図る必要があります。また、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対しては、引き続き、意識改革につながる講座等の実施を図るとともに、メディア・リテラシーの向上を図る取組みも必要となっています。

基本目標2 男女共同参画の意識を育む

- すてっぷや公民館等における、男女共同参画の視点を盛り込んだ多様なテーマの講座や各種事業を通じて、男女共同参画の理解推進に取り組んでいます。また、Web会議システムや動画配信などのさまざまな媒体を活用することで、多様なニーズに対応しています。
- 情報誌「すてっぷON!」やホームページなど多様な広報媒体を活用し、男女共同参画の理解推進に向けた啓発活動に取り組んでいます。また、地域団体への啓発活動や情報提供も進めています。
- 市の新規採用職員や初任者教員を対象に「男女共同参画」「セクシュアル・ハラスメント」「性的マイノリティ」をテーマに研修を実施するなど、庁内においても男女共同参画について考える場を設け、理解の促進に努めています。

- 各種講座や事業の実施にあたっては、参加者が継続的に交流できる機会・場づくりや、男性が参加しやすい環境の整備が課題となっています。また、子どもの発達段階に応じた取組みや若年層・子育て世代を対象とした講座の開催など、対象を明確にしたアプローチを継続していく必要があるとともに、地域へのアウトリーチ活動を展開し、より広く市民を対象にした取組みを進めていくことが重要となります。

基本目標3 すべての人へのエンパワーメントを支援する

- すてっぷや地域就労支援センター、母子父子福祉センターにおいて、講座や相談支援に関する事業を実施し、女性の職業能力を高める取組みを進めています。すてっぷでは労働相談や就労支援講座を通じて就労支援の強化を図るとともに、必要な相談窓口へのつなぎを行っています。
- 男女共同参画を推進する団体・グループ等の支援として、共通の課題や目標をもつ個人のグループ化の支援や、すてっぷにおける登録団体制度の実施などに取り組んでいます。
- ひきこもりやニートへの支援として、くらし再建パーソナルサポートセンター、若者支援総合相談窓口等において自立に向けた切れ目のない包括的な支援を実施しています。また、ひとり親家庭を対象に、児童扶養手当の支給などの経済的な支援や母子父子福祉センターでの各種相談支援、地域就労支援センターでの就労相談、くらし再建パーソナルサポートセンターでの生活困窮支援などを実施しています。
- 引き続き、一人ひとりのニーズやスキルに応じたきめ細やかな就労相談支援を進めるとともに、コロナ禍による影響を受けている方への就労支援や就労継続・キャリアアップ支援に取り組む必要があります。また、各講座や事業の参加者同士が交流できる機会・場づくりに取り組む必要があり、団体間の交流促進やネットワークづくりを進める必要があります。
- 高齢者や障害者、外国人、ひとり親家庭などをはじめとするさまざまな困難を抱える人を対象とする各種相談窓口のさらに連携を進め、相談対応機能とともに自立に向けた支援の充実を図る必要があります。

基本目標4 あらゆる分野への男女共同参画を推進する

- 男女共同参画の充実を図るために、大阪府市長会人権部会を通じて大阪府へ要望を行い、社会制度、慣行の見直しについて働きかけを行っています。また、庁内では職員研修などを通じて、男女共同参画の視点に立ち、職員が差別的な慣行に気づくための力をもてるよう働きかけを行っています。
- 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画を促進するため、審議会等への女性委員の登用、能力や資質に応じた女性職員・教員の管理職等への登用などを進めています。また、「女性活躍推進法」に基づく「豊中市特定事業主行動計画」を策定し、管理職や採用者における女性の割合の目標を設定しました。
- ワーク・ライフ・バランスに関連する情報提供や子育て世代を対象とした講座・相談会の開催、企業向け講座を実施するとともに、男性を対象とした固定的性別役割分業や家事、育児に関する講座や講演会を実施し、家事や育児への男性の参画を推進しています。
- 保育所等の施設整備や幼稚園の認定こども園化等に取り組み、令和3年(2021年)4月1日現在、待機児童数は4年連続でゼロとなっています。(厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく)

- 平成 30 年度（2018 年度）、市の各部局長等が子育てや介護、自己啓発などと仕事の両立を支援するため「イクボス宣言」を行いました。加えて、令和 2 年（2020 年）より、従業員や部下の育児、介護、ワーク・ライフ・バランスを応援する企業・団体の代表者や管理職等が行う「イクボス宣言企業・団体登録制度」を開始し、とよなかイクボス公式サイト開設や啓発チラシの発行により先進的な取組みの紹介を行っています。
- コロナ禍により影響を受けている女性の就労継続や就労促進に向け、市内事業所を対象にした女性活躍推進や働き方改革推進事業を実施しています。
- ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、市の各担当課が連携協力し、企業や事業所に対して、多様な働き方への啓発や働きかけを引き続き推進していく必要があります。また、男性の意識改革、家庭・地域への参画促進については、今後も取組みの充実を図るとともに、講座や講演会に男性が参加しやすい工夫を行う必要があります。

第 2 次豊中市 DV 対策基本計画

基本的方向 1 DV を許さない社会づくり

- パープルリボンプロジェクトをはじめとして、毎年市役所ロビーや駅前での啓発活動や、すてっぷにおける DV に関する講座、展示、関連資料・図書収集と利用促進など、さまざまな媒体や機会・場を活用し、市民への DV に関する啓発活動を推進しています。
- 「まんが版デート DV 予防啓発冊子」を活用し、中学校での出前講座など、若年層を対象とした DV に関する啓発活動を積極的に展開しています。
- 地域や事業所に向けては、研修の実施やパンフレット等の配布を行い、DV に関する広報・啓発に取り組んでいます。また、情報の発信にあたっては、多言語化に取り組むなど、幅広く情報が行き渡るよう情報のバリアフリー化に努めています。
- コロナ禍による DV 相談件数の増加が課題となる中、相談体制や啓発活動について充実させていく必要があります。

基本的方向 2 安心して相談できる体制づくり

- 総合リーフレットやちらし、広報誌、ホームページなど、さまざまな媒体や機会・場を活用して DV 相談窓口や相談機関に関する周知を行っています。平成 29 年（2017 年）には豊中市配偶者暴力相談支援センターを配置し、DV 証明書の発行や保護命令手続支援、新たに男性からの相談を対象とするなど、各種支援を実施しています。
- 障害者や高齢者、外国人の方への対応が適切に行えるよう、関係部局や関係機関と連携した相談支援に努めているほか、外国人のための多言語相談サービス事業の受付窓口の曜日および時間を拡充するなど、相談者の状況に応じた支援を実施しています。
- 大阪府実施の専門研修への参加、DV 防止ネットワーク会議研修会の実施を通じて、相談担当者のスキルアップや他機関との相互連携に取り組んでいます。
- 配偶者暴力相談支援センターの設置により、公的機関に相談した人の割合は増加している傾向がありますが、相談したかったがしなかった人の割合が女性で 10% 超となっている（令和 2 年度市民意識調査より）ことから、相談窓口等の周知の強化が必要となっています。また、被

被害者の特性をふまえた対応ができるよう、関連機関の連携強化や支援者や相談担当者、職員の資質・意識および対応能力の向上に取り組む必要があります。

基本的方向 3 緊急時における安全の確保

- 緊急時の対応については、必要に応じてケース検討会議を開催するとともに、緊急的な対応や連携についての課題や情報共有を進めています。また、DV相談専属の相談員を配置し、緊急時の相談をはじめ、関係課や関係機関との連携や同行支援、被害者の自立に向けての適切な助言を行っています。
- 外国人女性専門相談窓口の設置や、ソーシャルワークや心理カウンセリングなど、相談者の状況に応じて必要な支援を提供しています。
- 複合・多様化するケースに対応するため、相談窓口や警察、消防等との連携体制の構築とともに、ケース検討会議の開催を通じた情報共有・管理を徹底していく必要があります。また、障害者や外国人への支援体制の整備・充実に継続的に取り組みます。
- 緊急時の被害者の安全を確保する一時保護施設の確保が課題となっており、被害者や同伴家族の状況に応じた避難場所の提供に向けて、施設との協力・連携の強化に取り組む必要があります。

基本的方向 4 自立支援の充実

- DV被害者の自立支援に向けて、関係各課や機関との連携を図り、被害者の二次被害の防止およびワンストップサービスの推進を図りました。また、生活再建のための自立支援として、就労に関する相談・講座などを実施するとともに、地域就労支援センターとの連携を図り、自立に向けた支援のための体制づくりを進めています。
- 「住民基本台帳事務における支援措置申出にかかる意見付与」について、関係部局等において、個人情報漏洩防止や管理の徹底を図っています。
- 関係機関との連携をさらに強化し、相談者の自立に向けた支援体制の充実を図るとともに、ワンストップサービスに努める必要があります。
- 支援を必要とする人が抱える課題が複雑・多様化している背景をふまえ、被害者・相談者の心理的ケアに向けた取組みの充実を図るとともに、障害者や外国人などの被害者の特性をふまえた対応ができるよう、関係機関の連携強化や支援体制の更なる構築に取り組めます。

基本的方向 5 関係機関・民間団体との連携・協力

- DV防止ネットワーク会議を開催し、関係部局をはじめ、警察、大阪府の関係機関、民間団体等と顔の見える関係づくりに取り組み、連携を深めています。
- ケース検討会議やDV被害者支援連携ミーティングの開催を通じて、庁内・庁外関係部局間での被害者支援が円滑に行えるように努めています。
- DV被害者への迅速かつ適切な支援を実施するために、DV防止ネットワーク会議等を活用し、関係機関との連携をより深めていくことが重要となります。

Ⅱ

計画のめざす方向

1. 基本理念

本計画は、一人ひとりの人権を尊重し合いながら、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会の実現」をめざすものです。

2. 基本目標

本計画の基本理念である「男女共同参画社会の実現」に向けて必要となる取組みの柱として、以下の4つの基本目標を設定します。なお、基本目標2「あらゆる分野での女性の活躍を推進する」は「豊中市女性活躍推進計画」、基本目標4「あらゆる暴力を根絶する」の一部は「豊中市DV対策基本計画」として位置づけます。

- 1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する
- 2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する
- 3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する
- 4 あらゆる暴力を根絶する

3. 基本的視点

4つの基本目標を達成するため、以下の6つの基本的視点をふまえて、関連する施策・取組みを推進していきます。

(1) 互いの人権の尊重

一人ひとりの人権の尊重は、すべての施策の基本であり、最も重要な視点です。しかし、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に基づく性差別は社会のさまざまな場面で存在するとともに、女性や子どもをはじめとしたあらゆる人への暴力は重大な人権侵害です。また、性的指向および性自認の多様性に対する誤解や偏見、差別をなくし、誰もが自分らしく生きることができるとともに、社会を実現させていかなければなりません。

そのためにも、一人ひとりが生涯をとおして、あらゆる機会・場で、継続的に人権尊重の理念に対する理解を深めていくことが重要です。

(2) 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画社会の実現や女性の活躍を阻害している背景の一つには、社会通念、慣習、しきたりをはじめ、社会のあらゆる分野に根強く残っている固定的な性別役割分担意識があります。

この意識は時代とともに変わりつつあるものの、長い時間をかけて人々の意識として形成されたもので、容易に払拭できるものではありません。

しかし、性別にとらわれずに生きることのできる社会を実現し、すべての人が共に社会のあらゆる分野に参画するために役割分担意識は解消しなければならない課題であることから、すべての取組みの基盤として位置づけ、施策を推進していく必要があります。

(3) 男性にとっての男女共同参画の推進

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくるうえで重要です。

しかし、令和2年度に実施した、「女性と男性がともに暮らしやすい 豊中市をつくるためのアンケート」によると、女性と比べて男性では、固定的な性別役割分担意識が依然として強く、DVやセクシュアル・ハラスメントに対する認識も低い状態にあります。

一方、男性自身が、「男らしさ」や「男はこうあらねばならない」という意識や男性中心型労働慣行などにとらわれ、育児・介護休業を取りづらい、家庭・地域活動に参画できない、心身の健康を損なうといった問題も顕在化しています。

そのためにも、男性の意識変革はもとより、家庭・地域活動に参画しやすい環境整備、事業所への意識啓発、男性への相談支援など、男性にとっての男女共同参画をさらに推進することが重要です。

(4) すべての人が活躍できる社会・環境づくりの推進

固定的な性別役割分担意識や男性中心型労働慣行などにより、男性は「仕事」、女性は「家庭生活」を優先せざるを得ない人が多く、男女ともに仕事と生活の調和を望んでいても実現できていない人が依然として少なくありません。

一方で、社会に大きな変化が想定される中で、すべての人が希望に応じたさまざまな働き方、学び方、生き方を選べるようになること、そして、働き方や暮らし方の変革によるワーク・ライフ・バランスの実現が求められています。また、女性の活躍の推進は、女性自身の自己実現とともに、社会の持続可能性の向上につながります。

そのためにも、すべての人が自己決定して生き方を選択して生活できるよう、その人が本来持っている力を引き出すことへの支援をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの実現、女性の活躍の推進などを通じ、「人口減少社会」「人生100年時代」を明るい未来にしていくための男女共同参画を推進することが重要です。

(5) 安心して暮らせる社会・環境づくりの推進

未婚・単独世帯の増加、少子高齢化社会が進行し、人口減少社会が本格化していきます。これから人口構成とともに世帯構成も大きく変化する一方で、平均寿命と健康寿命が延伸し、人生100年時代を迎えようとしています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、コロナ禍での緊急対応とともに、感染症の収束後を見据え、新たなシステムの構築、コロナ前とは異なる発想、対応が求められています。さらに、多発する大規模災害がもたらす影響についても十分考慮する必要があります。

社会が大きく変動する中で、生きること生活することに困難を抱える人は増加しています。また、男性と女性では、異なった社会的・経済的な影響を及ぼしており、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれることもあります。

これからの新しい社会に対応し、男女共同参画の視点に立った地域包括ケアシステム・豊中モデルの構築・強化の取り組みを中心に、社会の大きな変化に対応し、安心して暮らせる社会・環境づくりにつながる施策を進めることが重要です。

(6) 市民・地域・事業者等の多様な主体の協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、市はもとより市民、地域、事業者、グループ・団体、関係機関等が、自発的・主体的な取り組みを継続的に進めるとともに、多様な主体が目的・目標を共有し、連携・協働して取り組みを展開していくことが重要です。

そのためには、本市で培われてきた「市民力」「地域力」やこれまでの取り組みを活かすとともに、「すてっぷ」を協働の拠点と位置づけて積極的に活用し、男女共同参画の視点に立った取り組み、仕組みづくりなどを展開することが重要です。

4. 重点的に取り組む施策

本市における「男女共同参画社会の実現」に向けて、本計画に関連する取り組みの基盤となり、本計画の推進をしっかりと下支えする施策や、より積極的に対応すべき施策を「重点的に取り組む施策」として設定します。それぞれの「重点的に取り組む施策」には★印と番号をつけており、各基本目標の指標と連動させています。

5. 施策の体系

基本目標	基本課題	施策の方向
1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する	1 人権意識の育み	1) 人権意識の高揚をめざす啓発の推進
	2 人権としての性の尊重	1) 性と生殖に関する互いの意思の尊重 2) 性に関する学習機会の充実 3) 性的マイノリティの人権尊重
	3 表現における人権の尊重	1) 市の刊行物の表現への配慮 2) メディア・リテラシーの向上 3) 文化創造・表現活動における男女共同参画への配慮
	4 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	1) 幼少期からの男女共同参画の推進★1 2) 若年層に対する男女平等教育のより一層の推進 3) 男女共同参画を推進する学習活動の充実
	5 男女共同参画の理解の醸成	1) 男女共同参画の周知・啓発の推進 2) 男性に対する男女共同参画の推進★2 3) 市の職員や教職員に対する男女共同参画を推進するための研修の充実★3 4) 地域団体等に対する男女共同参画にかかわる研修の充実 5) 男女共同参画を阻害する社会制度、慣行の見直し
	6 男女共同参画にかかわる情報の収集と発信・提供	1) 男女共同参画にかかわる情報の収集・加工・提供・発信の推進 2) 男女別統計による統計調査の充実
2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する	1 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	1) 市政等にかかわる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大★4 2) 事業所における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大★5 3) 地域・団体等における女性の参画拡大 4) 女性の参画拡大等にかかわる情報提供の推進
	2 多様な働き方への支援	1) 働き続けやすい雇用環境の促進に向けた啓発、情報提供★6 2) 女性の就労支援★7
	3 ワーク・ライフ・バランスの推進	1) 事業所による働き方改革の推進への支援★8 2) 仕事と家庭生活等の両立を支える子育てサービスの拡充 3) 仕事と家庭生活等の両立を支える介護サービスの推進 4) 男性の家事・育児・介護等や地域への参画の促進 5) 市役所における男女共同参画の推進

★はP14に示す重点的に取り組む施策

基本 目標	基本課題	施策の方向
3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する	1 エンパワーメントへの支援	1) 子ども・若者の生きる力を育むための支援 2) 女性の就労支援★7（再掲） 3) 就労に必要な能力の習得支援 4) 政策・方針の立案・決定過程参画に向けての人材育成の充実 5) エンパワーメントや男女共同参画に関するグループ・ネットワークづくり 6) エンパワーメントに関する学習機会、情報の提供とデジタル技術の利活用の推進・促進
	2 さまざまな困難を抱える人々への支援	1) 生活上の困難を抱える人々への支援★9 2) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★10 3) 人権侵害の相談・救済の充実 4) 包括的な支援体制の構築・強化 5) 相談員の資質の向上
	3 生涯を通じた健康支援	1) 女性の健康対策の推進 2) 一人ひとりの健康づくりの支援
	4 防災・災害対応時における男女共同参画の推進	1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対応の推進
4 あらゆる暴力を根絶する	1 DVを許さない社会づくり	1) DV防止に関する啓発と早期発見に向けた支援★11
	2 相談体制の充実	1) 安心して相談できる体制づくり★12
	3 DV被害者の保護および自立支援	1) 緊急時における安全の確保 2) 自立支援の充実
	4 関係機関等との連携・協力	1) 関係機関・民間団体等との連携・協力
	5 あらゆる性暴力への対策の推進	1) セクシュアル・ハラスメント防止および被害者支援 2) ストーカー等の防止および被害者支援 3) 児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止および被害者支援 4) あらゆる暴力根絶のための啓発の推進

★はP14に示す重点的に取り組む施策

Ⅲ

施策の展開

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する

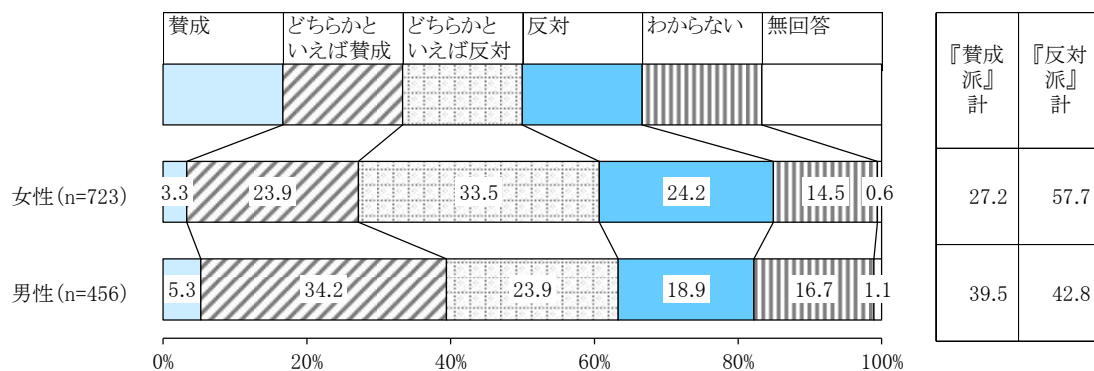
性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮して自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識によるさまざまな場面での不平等や、性的マイノリティに対する偏見などを取り除き、一人ひとりが互いの人権を尊重しあうことが大切です。

本市では、固定的な性別役割分担意識について、女性では反対派が半数を超えています、男性では女性より賛成派が多く、固定的な性別役割分担にとらわれない意識の浸透は未だ十分ではありません【図 1-1、表：1-1】。また、多くの市民は、LGBTをはじめとする性的マイノリティにとって生活しづらい社会であるという意識を持っています。【図 1-2】。

このような状況をふまえ、性別や性的指向、性自認などによる差別が起きないように、互いの人権を尊重し合う意識づくりを進めるとともに、男女共同参画の意識を育むための教育・学習や周知・啓発活動を行い、人権尊重と男女共同参画への意識改革に取り組みます。

また、特に、次世代を担う子どもたちや若年層、固定的な性別役割分担意識が強く残っている傾向がある男性には、対象者にあわせた効果的かつ積極的なアプローチを図り、人権尊重と男女共同参画への意識の改革に取り組みます。

【図 1-1：性別役割分担意識について】



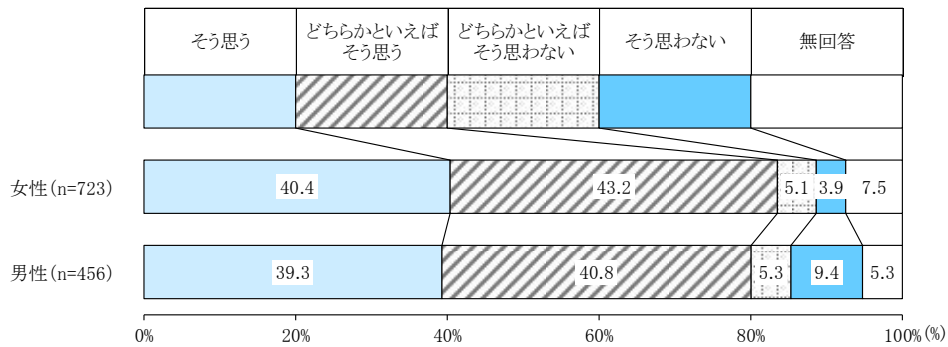
【表 1-1：前回調査との比較 性別役割分担意識について】

	女 性					男 性				
	n	計 『賛成派』	計 『反対派』	わ か ら な い	無 回 答	n	計 『賛成派』	計 『反対派』	わ か ら な い	無 回 答
今回調査	723	27.2	57.7	14.5	0.6	456	39.5	42.8	16.7	1.1
前回調査	1,064	48.1	39.3	10.7	1.9	780	60.8	27.1	9.9	2.3
スコア差		-20.9	+18.4	+3.8	-1.3		-21.3	+15.7	+6.8	-1.2

資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和3年（2021年））

※『賛成派』計は「賛成」と「どちらかといえば賛成」の計、『反対派』計は「反対」と「どちらかといえば反対」の計

【図 1-2：LGBTをはじめとする性的少数者にとって現状は生活しづらい社会だと思うかについて】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和3年（2021年））

1 人権意識の育み

一人ひとりが人権尊重の大切さを理解し、互いの人権を尊重する意識を持つことは、男女共同参画社会の実現に向けたすべての施策の基本となります。

互いの人権を尊重し、多様な価値観を認め合うために、それぞれのライフステージに応じた、人権意識を高め理解を深めるための教育・啓発に取り組みます。

1) 人権意識の高揚をめざす啓発の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1111	展示や講座の開催など、多様な機会、媒体を活用し、あらゆる人々の人権を尊重する意識を育む啓発や情報提供を行う。	人権政策課、すてっぷ、人権平和センター、公民館
1112	教育のあらゆる活動において発達段階に応じた男女平等教育を推進する。	学校教育課

2 人権としての性の尊重

性別や性的指向、性自認にかかわらず、それぞれが持つ個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現は、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。

一人ひとりが性に対する正しい認識と理解を深め、性の多様性を認め合うことができるよう、啓発や学習機会の提供、相談支援等を通して意識の醸成に取り組みます。

1) 性と生殖に関する互いの意思の尊重

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1211	からだと性に関する正しい情報提供を行い、互いの性を尊重し合うことができるよう啓発を進める。	すてっぷ、保健予防課、母子保健課

2) 性に関する学習機会の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1221	あらゆる世代に向けて、性と生き方について考えるための講座等学習機会を提供する。	すてっぷ
1222	発達段階に応じて、ジェンダーやからだの発達、性的コミュニケーションなどを含む包括的性教育に取り組むとともに、性に関する悩みについて気軽に相談できる環境づくりを進める。	児童発達支援センター、 こども事業課、 学校教育課、保健予防課、 母子保健課

3) 性的マイノリティの人権尊重

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1231	LGBTをはじめとする性的マイノリティの人権尊重が浸透するための市内および地域、学校等に向けた学習機会の提供や啓発、情報提供を進める。	人権政策課、すてっぷ、 人権平和センター、 学校教育課、公民館、 母子保健課、保健予防課
1232	教育・保育の場において、性的指向および性自認に基づく差別が起きないよう、子どもや職員の性の多様性に関する理解を深め、差別のない環境づくりに向けて取り組む。	学校教育課
1233	LGBTをはじめとする性的マイノリティが抱える課題の解決に向けて、大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度の周知や、当事者や家族などが相談できる場を推進する。	人権政策課、保健予防課、 こども相談課

3 表現における人権の尊重

インターネットを利用したメディアの普及が進み、情報を発信・入手する手段が多様化する一方で、それらの中には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を助長する表現等もみられます。

情報を発信するにあたって、その内容や表現が人々の価値観や意識の形成に影響を与える可能性があることをふまえ、人権や男女共同参画へ配慮した表現となるよう取り組みます。

また、SNS等が普及している背景をふまえ、メディアを通じた情報の発信・受信について正しい理解を深められるよう、メディア・リテラシーの向上のための取組みを推進します。

1) 市の刊行物の表現への配慮

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1311	各種刊行物の作成配布に際し、「表現のガイドライン」を活用するなどし、男女共同参画を推進する表現となるよう配慮する。	人権政策課、広報戦略課

2) メディア・リテラシーの向上

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1321	男女共同参画の視点によるメディア・リテラシーの向上を図るため図書・資料等情報の収集、提供を進める。	人権政策課、読書振興課
1322	男女共同参画の視点によるメディア・リテラシー向上のための教育、学習の機会を提供する。	すてっぷ、国際交流センター、学校教育課、公民館、教育センター

3) 文化創造・表現活動における男女共同参画への配慮

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1331	文化創造・表現活動においては男女共同参画の視点に配慮するとともに、文化創造・表現活動を通して男女共同参画の推進を図る。	すてっぷ、魅力文化創造課

4 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、時代を担う子どもたちに対して、発達段階に応じて早期から、その理念に触れる機会を継続的に提供することが大切です。また、家庭や保育・教育現場などにおいて、既存の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に子どもたちが影響を受けないよう、家庭や保育・教育現場に対する啓発も重要となります。

子どもたちが男女共同参画への理解を深め、性別に関わりなく自分らしい生き方、進路を選択することができるよう教育・学習の充実を図るとともに、男女共同参画の視点を盛り込んだ子育て・家庭教育への支援や、社会教育の推進に取り組みます。

1) 幼少期からの男女共同参画の推進【重点的に取り組む施策】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1411	男女共同参画を推進するための幼児教育、乳幼児保育・療育の企画および実践を進める。	公立こども園子育て支援センター、児童発達支援センター、こども事業課
1412	家庭における男女共同参画を進めることができるよう保護者への啓発を進める。	すてっぷ、子育て支援センターほっぺ、児童発達支援センター、こども事業課
1413	男女共同参画を推進するための幼児教育、乳幼児保育・療育にかかわる情報収集と共有化を進める。	すてっぷ、児童発達支援センター、こども事業課
1414	男女共同参画をめざす幼児教育、乳幼児保育・療育の研修、研究を推進する。	児童発達支援センター、こども事業課

2) 若年層に対する男女平等教育のより一層の推進【重点的に取り組む施策】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1421 (1112)	教育のあらゆる活動において発達段階に応じた男女平等教育を推進する。(再掲)	学校教育課
1422	男女共同参画を進めるための教材・情報等を教育現場へ提供する。	人権政策課、すてっぷ、 学校教育課
1423	男女平等教育に関する教材の内容や活用方法をはじめ、授業等において男女平等教育を進めるための指導内容・方法について研究を推進する。	学校教育課、教育センター
1424	男女共同参画について教職員の理解が深まるよう、教職員に対する研修を推進する。	学校教育課
1425	性別にとらわれず自由に進路や職業を選択し、社会人として自立できる力をつけるため、職業観の教育や進路指導などのキャリア教育を実施する。	学校教育課

3) 男女共同参画を推進する学習活動の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1431	さまざまなテーマでの学習活動の実施を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、参加者が交流できる機会・場づくりを行い、継続的な活動につなげる。	すてっぷ、学び育ち支援課、 青年の家いぶき、公民館、 読書振興課
1432	社会教育のあらゆる活動に男女共同参画の視点が貫かれるよう配慮を行う。	スポーツ振興課、社会教育 課、公民館、読書振興課
1433	講座や講演会の実施などを通して、男女共同参画の視点による「家庭教育」にかかわる学習を推進する。	こども事業課、学び育ち支 援課

5 男女共同参画の理解の醸成

あらゆる世代や立場の人々が固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に対する理解を深めるため、一人ひとりが男女共同参画を自らの問題と捉え、共感できるよう、多種多様な機会、媒体を活用して啓発に取り組みます。特に、男性や子どもへの教育に携わる教職員に対しては、より効果的かつ積極的なアプローチを図ります。

また、本市が男女共同参画推進の模範となるよう、市職員に対する男女平等意識の向上を図るとともに、地域で活動する団体に対しても男女共同参画に関する理解を深めるよう働きかけます。

なお、男女不平等な社会制度が存在する場合、該当する制度の見直しを国や大阪府に求めるほか、家庭や地域、職場において、男女共同参画社会の実現や女性の活躍の推進を阻害する慣習やしきたりが存在する場合は、見直し、改めていくよう働きかけます。

1) 男女共同参画の周知・啓発の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1511	多様な媒体によって、男女共同参画の理解を進める周知・啓発を進める。	人権政策課、すてっぷ
1512	男女共同参画の理解を深めるために、豊中市男女共同参画推進条例、男女共同参画週間、男女雇用機会均等月間等の周知を図る。	人権政策課、すてっぷ
1513	報道機関に男女共同参画にかかわる情報提供をし、男女共同参画の理解の推進を図る。	広報戦略課
1514	各種啓発事業に男女共同参画の視点を盛り込むよう配慮を促す。	人権政策課、すてっぷ

2) 男性に対する男女共同参画の推進【重点的に取り組む施策】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1521	男性に届きやすい媒体・機会を活用した情報提供や、男性が参加しやすい講座・イベント等を通じて、男性への理解促進を図る。	すてっぷ、人権平和センター、公民館
1522	相談支援を通じて男性が抱える悩みの解決を図るとともに、性別役割分担意識の解消や男性の気づき、意識改革を図るため、男性が気軽に相談できる窓口や機会づくりを進める。	すてっぷ、人権平和センター

3) 市の職員や教職員に対する男女共同参画を推進するための研修の充実【重点的に取り組む施策】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1531	男女共同参画の意識を高めるため、市職員、教職員研修を充実するとともに、民間の保育施設などへも働きかける。	人権政策課、人事課、こども事業課、学校教育課、教育センター
1532	男女共同参画に関する職場における人権研修を充実する。	人権政策課、人事課、学校教育課

4) 地域団体等に対する男女共同参画にかかわる研修の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1541	地域の団体・グループ等に対し、男女共同参画にかかわる研修の機会の提供や情報提供を進める。	人権政策課、すてっぷ、人権平和センター、学び育ち支援課、公民館

5) 男女共同参画を阻害する社会制度、慣行の見直し

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1551	男女に中立的でない国や府の制度について把握し、その見直しを国や府へ働きかける。	人権政策課
1552	男女平等や男女共同参画にかかわる各種法律について理解し、制度等の活用が可能となるよう学習機会を提供する。	すてっぷ
1553	男女共同参画の視点に立って、市役所や教育の場における男女共同参画を阻害する慣行がないか、常に見直しを進める。	人権政策課、学校教育課
1554	男女共同参画の視点に立って家庭や地域、職場等の男女共同参画を阻害する慣行を見直すための情報提供を進める。	人権政策課、すてっぷ

6 男女共同参画にかかわる情報の収集と発信・提供

市民一人ひとりの男女共同参画の意識形成に向けて、男女共同参画にかかわるさまざまな情報を収集し、適切かつ効果的な機会、媒体を活用して市民に発信、提供していきます。

また、男女共同参画の実現に向けた取組みを推進するにあたっては、市の状況や課題を適切に把握するために、統計調査の利活用を促進します。

1) 男女共同参画にかかわる情報の収集・加工・提供・発信の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1611	男女共同参画にかかわる図書、資料等の収集、閲覧、貸し出しを行う。	すてっぷ、読書振興課
1612	男女共同参画にかかわる展示や情報相談等による情報の加工・提供・発信を進める。	すてっぷ、読書振興課
1613	男女共同参画にかかわる情報の収集・加工・提供・発信のため、他の自治体の男女共同参画センターや各種機関と連携、協力を図る。	すてっぷ

2) 男女別統計による統計調査の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1621	男女別統計の必要性の啓発を進め、男女別統計を作成するとともに、男女共同参画の視点を盛り込んだ施策立案の基礎資料として活用する。	人権政策課、すてっぷ

推進のための指標

成果指標

指標項目	策定時 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
人権が尊重されているまちだと思ふ人の割合	女性：39.4% ^{※1} 男性：40.6% ^{※1}	60%以上 (令和7年度)
「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方に同感しない（固定的な性別役割分担意識について『反対派』）の割合 ★2	女性：57.7% ^{※2} 男性：42.8% ^{※2}	80%以上 (令和7年度)
性的少数者について「言葉も意味も両方知っている」人の割合	女性：58.5% ^{※2} 男性：51.3% ^{※2}	80%以上 (令和7年度)
すてっぷの認知度	全体：35.2% ^{※2} (女性：39.1%) (男性：29.0%)	50%以上 (令和13年度) 45%以上 (令和8年度)

※1 豊中市「豊中市市民意識調査」(令和元年度)

※2 豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」(令和2年度)

活動指標

指標項目	策定時 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
男女共同参画を推進する学習講座の参加者数、定員に対する参加率 ★1	1,459人、87% (令和2年度) ※コロナ禍により一時的に参加者数が減少している。	4,500人/年、95% ※コロナ感染拡大以前の参加者数を考慮して設定
男女共同参画を推進する学習への男性の参加者数	168人 (令和2年度)	900人/年
すてっぷ情報ライブラリーの年間貸出件数	21,342件 (令和2年度)	25,800件

活動(アウトプット)指標：

資源を投入し、実施した事業の量(アウトプット)を表す評価指標。

成果(アウトカム)指標：

目的に照らして、どのような成果(アウトカム)が得られたかを表す評価指標。

基本目標 2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する

本市では、基本目標 2 を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）として位置づけています。

男女共同参画社会を実現していくためには、女性の活躍を迅速かつ積極的に推進し、性別に関わりなく、あらゆる分野の活動に参画しやすい環境を整備すること、そして、男女が共に充実した職業生活、その他社会生活、家庭生活を送ることができることが重要となります。また、それらは来るべき「人口減少社会」「人生 100 年時代」を明るく未来に変えていくことにつながります。

本市では、市政等に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ってきましたが、審議会等での女性委員の割合は 30%前後で推移しています【図 2-1】。一方で、市の課長級以上の職員に占める女性職員の割合は増加傾向にあります【図 2-2】。

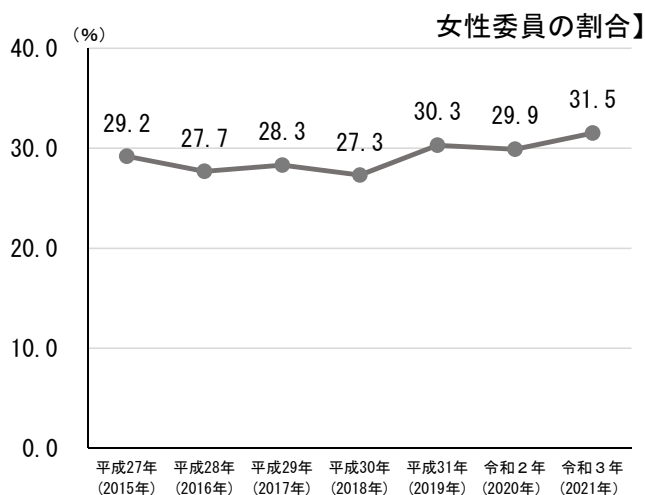
なお、本市の各分野での男女平等感を見ると、「政治の場で」「職場で」は、男女とも男性が優遇されていると考える人が多く、「地域活動・社会活動の場で」は、平等と考える人は男性が女性を上回っています【図 2-3】。

また、本市の女性の労働力率は依然として M 字カーブを描き、全体的に大阪府および国より低い状態にある一方で【図 2-4】、現在就労していない就学前児童の母親の 8 割以上、小学生の母親の 7 割程度は何らかの就労希望を持っており、女性の就労・就労継続が課題となっています【図 2-5】。

さらに、市民の生活の希望（理想）と現実のギャップをみると、女性では希望する以上に「仕事」または「家庭生活」を、男性では「仕事」を優先せざるを得ない人が多くなっており【図 2-6、表：2-7】、男女ともワーク・ライフ・バランスを実現したくても、できていない状況にある人が多くなっていきます。

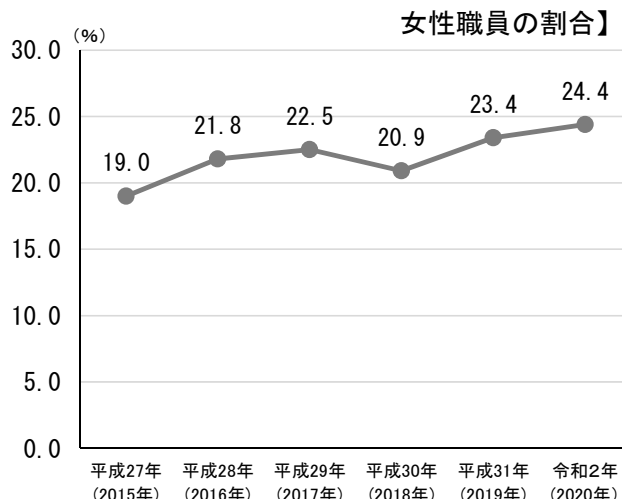
このような状況をふまえ、さまざまな分野での女性の参画を一層拡大し、多様な働き方への支援やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みなどを通じて、あらゆる分野での女性の活躍と持続可能で多様性に富んだ社会をめざします。

【図 2-1：豊中市の審議会等での



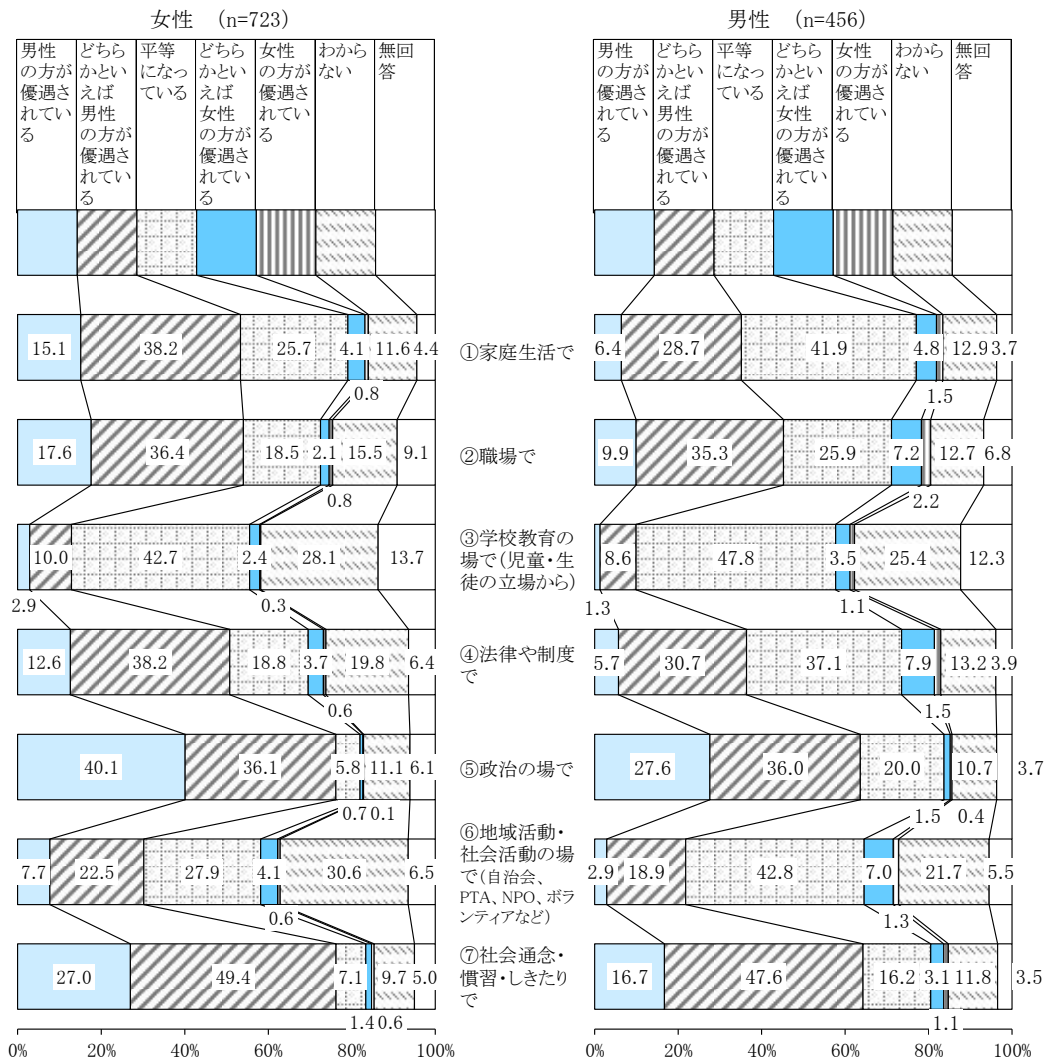
資料：豊中市「令和 2 年度（2020 年度）第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版 第 2 次豊中市 DV 対策基本計画年次報告書」（基準日：4 月 1 日）

【図 2-2：豊中市での課長級以上に占める



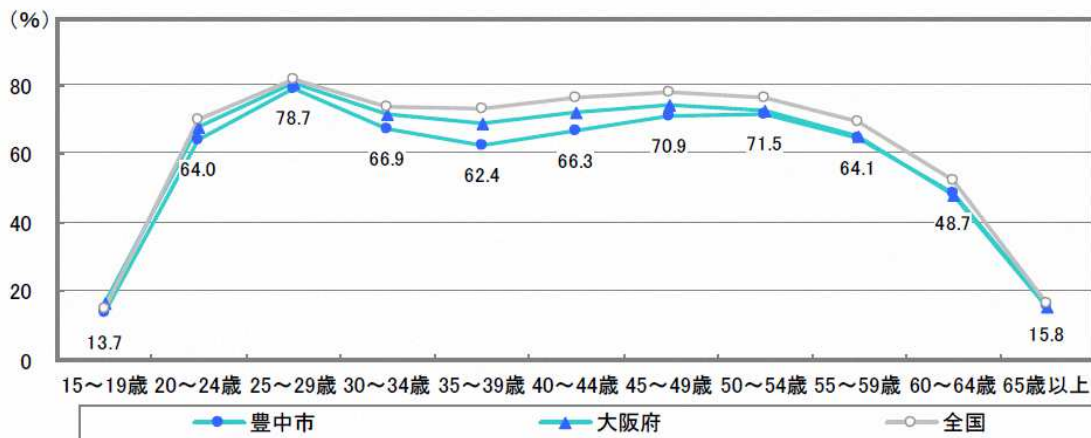
資料：豊中市「豊中市特定事業主行動計画実施状況の公表について」（令和 2 年（2020 年）4 月 1 日現在）

【図 2-3 : 各分野での男女平等感】



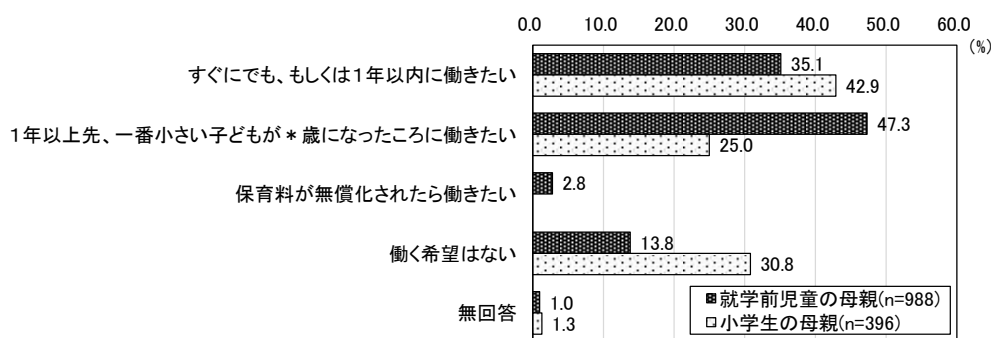
資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」(令和3年(2021年))

【図 2-4 : 年齢階級別にみた女性の労働力率 (平成 27 年 (2015 年)) (豊中市・大阪府・全国)】



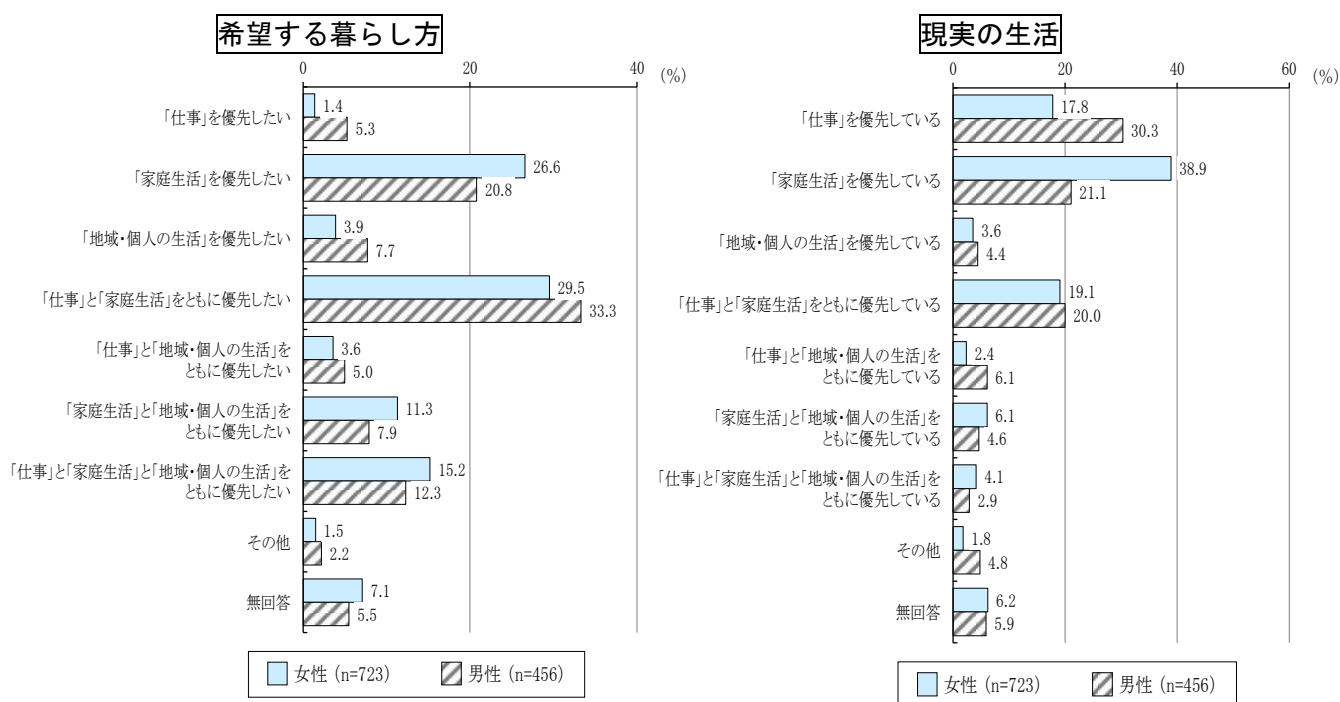
資料：第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画
※国勢調査

【図 2-5：現在就労していない母親の就労希望（豊中市）】



資料：豊中市「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」（平成30年度（2018年度））

【図 2-6：希望する暮らし方と現実の生活の状況】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和3年（2021年））

【表 2-7：生活の希望（理想）と現実（希望—現実のスコア差）】

	「仕事」を優先している	「家庭生活」を優先している	「地域・個人の生活」を優先している	「仕事」と「家庭生活」を優先している	「仕事」と「地域・個人の生活」を優先している	「家庭生活」と「地域・個人の生活」を優先している	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を優先している
全体	-19.6	-8.2	+1.4	+11.6	+0.3	+4.9	+10.5
性別							
女性	-16.4	-12.3	+0.3	+10.4	+1.2	+5.2	+11.1
男性	-25.0	-0.3	+3.3	+13.3	-1.1	+3.3	+9.4

資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和3年（2021年））

1 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野での政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大に向けて、市が率先して市政等に関わる女性の参画拡大に積極的に取り組みます。

また、事業所・企業や地域団体などとの連携、働きかけなどを通じて、働く場や地域活動などのさまざまな分野において、方針の立案・決定過程への女性の参画拡大に取り組み、女性の活躍の機会の拡大につなげます。

1) 市政等にかかわる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大【重点的に取り組む施策】

コード	主な取り組み	主な所管・実施課
2111	「審議会等委員の選任に関する指針」の規定にしたがい、事前協議制度の活用などを通じて審議会等への女性委員の登用を図る。	人権政策課、行政総務課
2112	「審議会等委員の選任に関する指針」の規定にしたがい、審議会等委員の市民公募を行い、女性の登用を促進する。	人権政策課、行政総務課
2113	意見公募手続等の仕組み・機会等を活用し、各種条例、計画、方針決定過程への市民参画を進め、市民意見の把握と反映を行う。	広報戦略課
2114	「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、能力や資質に応じ、管理監督職への女性職員、女性教職員の登用を進める。	人事課、教職員課、クリーンランド総務課
2115	「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、採用時の職種による性別の偏りをなくすため、女性受験者の増加を促し、女性職員、女性教職員の幅広い採用を進める。	人事課、教職員課
2116	各種会議やプロジェクトへの女性職員、女性教職員の参画を進める。	人権政策課、教職員課
2117	女性活躍推進法に基づき、性別に偏った職域拡大、職務分担とならないよう、女性職員、女性教職員の能力や資質に応じた配置を進める。	人事課、教職員課、クリーンランド総務課
2118	研修等の充実や受講機会の拡大に取り組み、女性職員の能力開発とキャリアアップを支援する。	人事課、教職員課、クリーンランド総務課
2119	女性が市政に関心を持ち、積極的にかかわれるよう、女性の人材育成のための学習機会を提供する。	すてっぷ

2) 事業所における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大【重点的に取り組む施策】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2121	「女性活躍推進法」の趣旨などをふまえ、事業所における、経営・運営等の方針決定過程への女性の参画拡大について、事業者への働きかけや情報提供、啓発を進める。	人権政策課、産業振興課
2122	市関連の委託事業者等への女性の参画拡大の働きかけや啓発を進める。	人権政策課、創造改革課、契約検査課
2123	事業所等に向けて、「女性活躍推進法」による一般事業主行動計画の策定を働きかける。	人権政策課、産業振興課
2124	性別にかかわらず、組織等の中で意思決定過程への参画を可能とするマネジメント能力等を養うための学習機会を提供する。	すてっぷ

3) 地域・団体等における女性の参画拡大

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2131	地域で活動する団体やグループの運営方針決定への女性の参画・リーダー育成について働きかけや周知啓発を進める。	人権政策課、すてっぷ コミュニティ政策課、 地域共生課、 人権平和センター、公民館

4) 女性の参画拡大等にかかわる情報提供の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2141	女性の参画拡大等にかかわる図書や資料等の収集・提供を充実する。	すてっぷ、読書振興課
2142 (1422)	男女共同参画を進めるための教材・情報等を教育現場へ提供する。 (再掲)	すてっぷ、学校教育課

2 多様な働き方への支援

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保や女性の就業生活における活躍に向けた取り組みや、職場におけるハラスメントの防止、関連する法制度等に関する啓発および情報・学習機会の提供など、働き続けやすい雇用環境の整備を促進します。

また、就職や再就職、起業、キャリアアップなど、女性の多様な生き方・働き方へのニーズに寄り添い、就労に向けたスキルアップから就労支援、継続への支援などに取り組みます。

1) 働き続けやすい雇用環境の促進に向けた啓発、情報提供【重点的に取り組む施策】

コード	主な取り組み	主な所管・実施課
2211	市民・労働者や事業所等に向けて、「男女雇用機会均等法」等雇用や職場での男女平等の推進に向けた学習および啓発、具体的かつ効果的な情報提供を進める。	すてっぷ、産業振興課
2212	市民・労働者や事業所等に向けて、働く場でのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等各種ハラスメントの防止に向けた学習および啓発、具体的かつ効果的な情報提供を進める。	すてっぷ、産業振興課
2213	市民・労働者に向けて、パートタイム労働や派遣労働にかかわる制度の周知を図り、労働条件や雇用の安定等についての啓発を進める。	すてっぷ、くらし支援課
2214	市民・労働者や事業所等に向けて、母性保護への理解や健康管理、働く場でのメンタルヘルスなどに関する啓発や予防対策を進める。	すてっぷ、くらし支援課、保健予防課、母子保健課
2215	事業所等において女性が能力を発揮するための積極的取り組みである「ポジティブ・アクション」を進めるための啓発を行う。	人権政策課、すてっぷ、くらし支援課
2216	在宅ワーク、テレワークの導入など「新しい生活様式」などをふまえた多様な働き方について、事業所等への情報提供を行う。	すてっぷ、産業振興課、くらし支援課

2) 女性の就労支援【重点的に取り組む施策】

コード	主な取り組み	主な所管・実施課
2221	女性の職業能力を高めるため、技術習得や資格取得につながる講座等の学習機会を提供する。	すてっぷ、国際交流センター、くらし支援課、福祉事務所、子育て給付課
2222	女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業を支援する学習機会を提供する。	すてっぷ、くらし支援課、子育て給付課
2223	起業を志す女性のための学習機会や情報、場を提供する。	すてっぷ、産業振興課、国際交流センター

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2224	女性の就労支援のための相談対応を進める。	すてっぷ、くらし支援課
2225	多様な事情に応じて働く場や仕事が確保できるよう、求人情報の収集と求職者への紹介を行う。	くらし支援課

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業所・企業との連携、働きかけなどを通じ、経済情勢や「新しい生活様式」をふまえた多様で柔軟な働き方への見直しとともに、関連する法制度の定着・活用を促進します。

また、ライフスタイルに応じた多様な保育サービスや子育て支援、介護サービス等の充実を図るとともに、男性の家事・育児・介護等への参画を積極的に促進します。

さらに、市が市民や事業所のモデルケースとなるよう、市職員等が率先してワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。

1) 事業所による働き方改革の推進への支援【重点的に取り組む施策】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2311	男性中心型労働慣行、長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、事業所が取り組みやすくなるよう、事例などの具体的かつ効果的な情報提供、働きかけ、啓発を進める。	人権政策課、産業振興課、くらし支援課、こども政策課
2312 (2216)	在宅ワーク、テレワークの導入など「新しい生活様式」などをふまえた多様な働き方について、事業所等への情報提供を行う。(再掲)	すてっぷ、産業振興課
2313	仕事と生活の両立に向け職場の環境整備を図るため、事業者等に「次世代育成支援対策推進法」や「女性活躍推進法」の趣旨、育児・介護休業制度等の活用についての具体的かつ効果的な情報提供、働きかけ、啓発を進める。	人権政策課、契約検査課、産業振興課、くらし支援課、母子保健課、こども政策課
2314	労働者に対して、仕事と子育て・介護・看護の両立のための法律や具体的制度、技術等の情報提供を進める。	すてっぷ

2) 仕事と家庭生活等の両立を支える子育てサービスの拡充

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2321	仕事と家庭生活等の両立を支えるための保育サービスの充実を図る。	こども政策課
2322	仕事と家庭生活等の両立のための保育サービスの充実の一環として、待機児童ゼロ維持をめざし、施設整備や多様な施策に取り組む。	こども政策課
2323	仕事と家庭生活等の両立を支えるための一時保育、延長保育、休日保育、病児保育など多様な保育サービスを提供する。	こども事業課
2324	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）を実施し、地域での子育て支援ネットワークを充実する。	こども政策課
2325	放課後の子どもの居場所づくり事業を推進する。	学び育ち支援課
2326	育児の孤立感や不安、子育ての悩みに、男女共同参画の視点を加味し、子どものライフステージごとに支援が途切れないように、また、子どもと家庭それぞれに対して相談支援を行う。	すてっぷ、人権平和センター、母子保健課、子育て支援センターほっぺ、児童発達支援センター、こども事業課、児童生徒課
2327	子育ての交流事業を充実し、子育てグループのネットワークを形成し、地域における子育て支援の充実を図る。	母子保健課、子育て支援センターほっぺ、こども事業課
2328	子育てにかかわる学習機会の提供や情報提供を進める。	人権平和センター、母子保健課、子育て支援センターほっぺ、こども事業課、学び育ち支援課、公民館、読書振興課
2329	ひとり親家庭の母子・父子が充実した生活を送ることができるよう住宅、就労、医療給付など、さまざまな支援を通してセーフティネットの充実を図る。	すてっぷ、くらし支援課、子育て給付課、住宅課
23210	市が主催する講座、イベント等に子育て期の男女が容易に参加できるよう一時保育の場を確保する。	人権政策課

3) 仕事と家庭生活等の両立を支える介護サービスの推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2331	介護保険サービスの充実と利用促進のための周知を図る。	長寿社会政策課
2332	介護離職を防ぐため、支援ニーズに対応できるよう、家族介護者への支援の充実を図る。	長寿安心課

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2333	高齢者とその家族が課題を抱えながらも自宅で安心して暮らしていくことができるよう、地域全体で支援するためのネットワークづくりを図る。	長寿安心課

4) 男性の家事・育児・介護等や地域活動への参画の促進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2341	男性が家事・子育て・介護・看護に参画することの重要性を広めるため、男性への子育て・介護・看護にかかわる情報提供、啓発を推進する。	すてっぷ
2342	子育てにかかわる行事・イベント等の情報提供、啓発を推進することで男性の育児への参画を促進する。	すてっぷ、母子保健課、こども政策課、子育て支援センターほっぺ、児童発達支援センター、こども事業課、学び育ち支援課、学校教育課
2343	子育てや介護等に参画する男性等によるグループづくりや運営支援を通じて活動の活性化を図る。	すてっぷ、長寿安心課
2344	男性の自立した生活を促すための情報提供、学習機会の提供を推進する。	くらし支援課、公民館
2345	地域活動への男性の参画を促すための啓発、情報提供を推進するとともに、実践につなげる機会・仕組みの充実を図る。	すてっぷ、読書振興課

5) 市役所における男女共同参画の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2351	「次世代育成支援対策推進法」や「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、仕事と家庭生活が調和できるよう、育児・介護休業の取得しやすい、また職場復帰しやすい職場の環境を整備する。	職員課、教職員課、クリーンランド総務課
2352	「働きやすい職場づくり」を進めるため、旧姓使用の選択を可能とする制度の運用を図る。	人事課
2353	変則勤務の多い医療従事者の確保と離職防止のため、院内保育所の運営や保育時間の延長を行う。	市立豊中病院総務課
2354	「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、職員意識の向上とともに、働き方を見直す取組みを進める。	人事課、職員課、教職員課、クリーンランド総務課
2355	男性職員、男性教職員に対する育児・介護休業制度に関する啓発とともに、各種制度の利用に向けた支援に取り組む。	職員課、教職員課、クリーンランド総務課

推進のための指標

成果指標

指標項目		策定時 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
待機児童数 ★6		0	ゼロの維持
審議会等の女性委員の割合 ★4		31.5%	40%以上 60%以下
女性委員のいない審議会等の数 ★4		0	ゼロの維持
豊中市議会議員の候補者に占める女性の割合 ★4		20.0%(令和2年度)	35%
市の各役職階級者に占める女性の割合	①課長級以上	24.4%(令和2年度)	30% (令和7年度)
	②課長補佐級	32.4%(令和2年度)	38% (令和7年度)
	③係長級	46.8%(令和2年度)	50%以上 (令和7年度)
市の学校の教頭以上に占める女性の割合	①校長	32.7%	40% (令和7年度)
	②教頭	40.6%	40%以上を維持 (令和7年度)
市の男性職員の育児休業取得率 ★3		13.9%(令和2年度)	30% (令和6年度)
市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇取得率 ★3		92.4%(令和2年度)	95%以上 (令和6年度)
自治会やNPOなどの地域活動・社会活動の場で、男女が平等になっていると思う人の割合		女性：27.9% ^{※1} 男性：42.8% ^{※1}	50%以上 (令和7年度) 男女間の意識の乖離を縮小する
平日・休日に家事・育児・介護等をほとんどしない男性の割合（平日・休日の家事、育児、介護等に要する時間を「ほとんどない」と回答した男性の割合）		平日：33.9% ^{※1} 休日：31.1% ^{※1}	平日・休日とも 15%以下 (令和7年度)
「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいと回答した人の「希望—現実」のスコア差 ★8		女性：+10.4 ^{※1} 男性：+13.3 ^{※1}	希望と実現の差を縮める (スコア差を0に近づける) (令和7年度)
家庭における「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスがとれていると感じる保護者の割合（「感じる」「まあまあ感じる」の合計） ★8		就学前 45.9% ^{※2} 小学生 53.3% ^{※2}	就学前 50.0% 小学生 60.0% (令和5年度)
ワーク・ライフ・バランスに関する取組みを実施している市内事業所の割合 ★5		69.9% ^{※1}	75% (令和7年度)

※1 豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい 豊中市をつくるためのアンケート」(令和2年度(2020年度))

※2 豊中市「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」(平成30年度(2018年度))

活動指標

指標項目	策定時 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
両親教室参加組数	36組(令和2年度) 参考値:令和元年度 は693組	720組

参考項目

指標項目	現状値
労働力率(15歳以上の就業者と完全失業者/15歳以上人口・豊中市) (国勢調査)	女性 47.1% 男性 70.6% <うち、15～64歳の労働力率> 女性 61.9% 男性 84.4% (平成27年度調査)
就業形態別の男女割合(15歳以上の就業者で、役員や自営業、家族従事者、家庭内職者を除く・豊中市)(国勢調査)	正規の職員・従業員 女性 42.5% 男性 80.9% 労働者派遣事業所の派遣社員 女性 5.2% 男性 2.2% パート・アルバイト・その他 女性 52.3% 男性 16.8%
就業者に占める女性割合(豊中市) (国勢調査)	43.8%(平成27年度調査)
35～39歳の女性の労働力率(豊中市) (国勢調査)	62.4%(平成27年度調査)

基本目標3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する

男女共同参画社会を実現していくためには、性別はもとより、一人ひとりが自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮でき、困難な状況に置かれた場合も包括的な支援が受けられる環境・体制が必要となります。

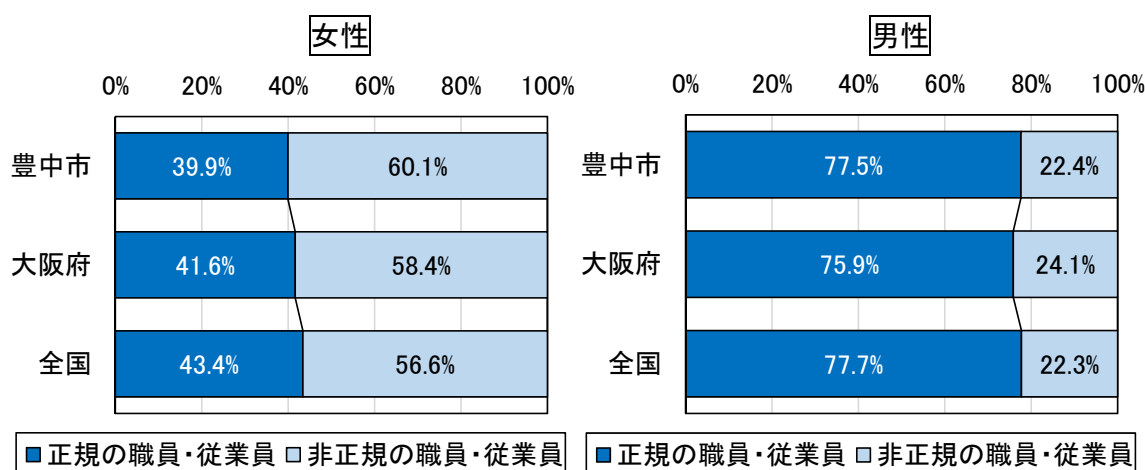
本市では、女性の非正規職員・従業員の割合は大阪府および全国と比べて高い状態にあります【図3-1】。また、18歳未満の子どもがいる母子家庭世帯は増加傾向にあります【図3-2】。

このようななかで、社会経済情勢の変化とともに、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、生活することに困難を抱える人が増加しています。特に、ひとり親世帯や高齢者、障害者、外国人等は厳しい状況に置かれることが多く、さらに女性であることでさらに困難な状況に置かれる場合があることから、それぞれ実情に応じたきめ細かな支援、分野等を超えた包括的な支援が必要となっています。

加えて、近年では大規模災害が多発しており、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないような配慮が求められています【図3-3】。

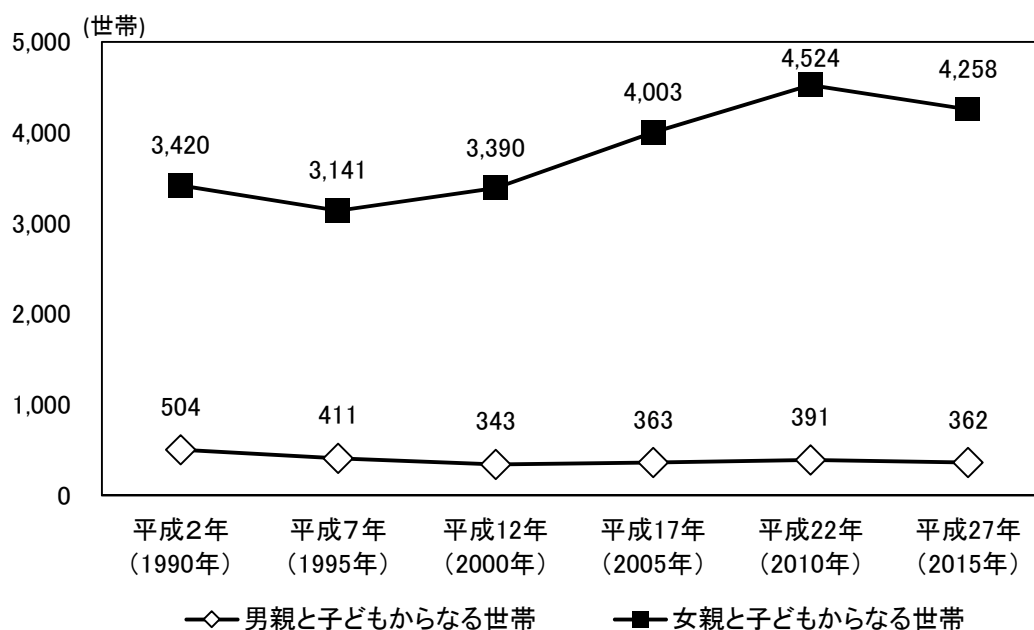
このような状況をふまえ、すべての人が自己決定して生き方を選択して生活できるよう、その人が本来持つ力を引き出し、高めること（エンパワーメント）への支援に取り組みます。また、困難を抱える人々への切れ目のない支援、「人生100年時代」を見据えた生涯を通じた健康支援などに取り組むとともに、男女共同参画の視点に立った防災・災害対応などに取り組み、すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備していきます。

【図3-1：雇用者（役員除く）における正規・非正規雇用の状況（平成29年（2017年））
（豊中市・大阪府・全国）】



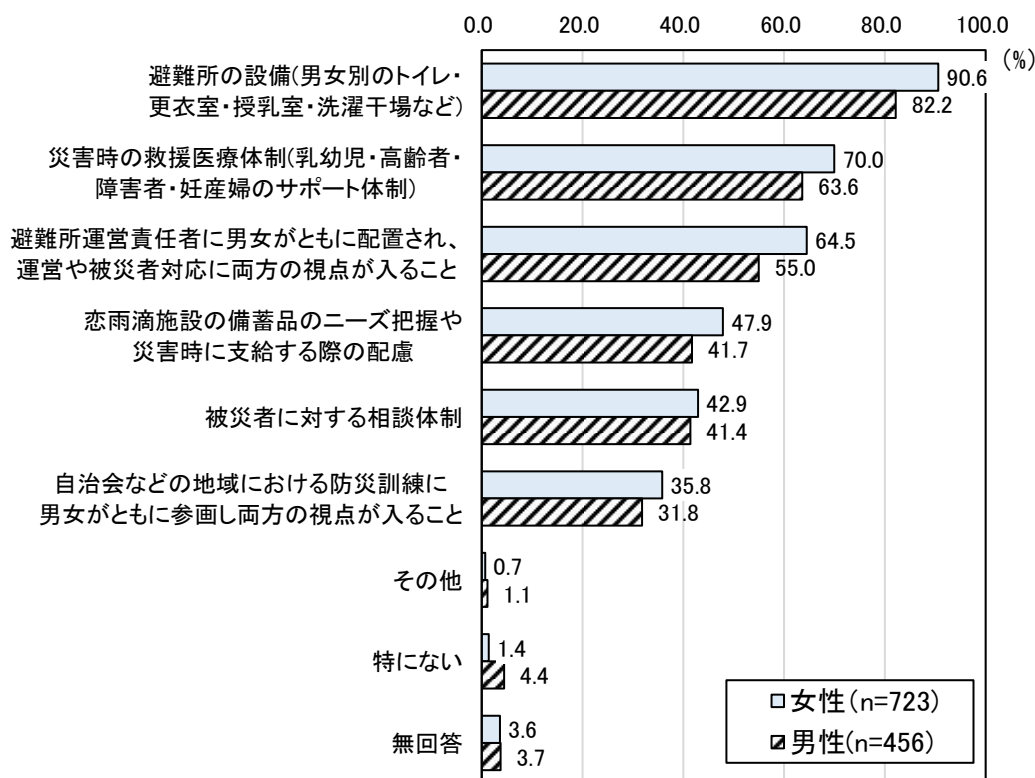
資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」

【図 3-2：18歳未満の子どもがいる母子家庭世帯と父子家庭世帯の推移（豊中市）】



資料：国勢調査

【図 3-3：防災対策において性別に配慮した対応が必要だと思うこと（豊中市）】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和3年（2021年））

1 エンパワーメントへの支援

性別、年齢、国籍、人種、障害の有無等にかかわらず、すべての人が自己決定して生き方を選択して生活できるよう、それぞれの状況や抱える課題、目標に応じて、自立への力を育むためのエンパワーメントの機会を確保します。

1) 子ども・若者の生きる力を育むための支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3111	「豊中市子ども健やか育み条例」および子どもの人権についての周知・啓発を通じ、子どもの人権意識を育みつつ、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることを伝える。	こども政策課、こども事業課、児童生徒課、国際交流センター
3112	学校園において、子どもの非認知能力を育むとともに、保育、教育、福祉、保健等の関連する分野が中長期的な視点で連携しながら子どもの生きる力を育む。	こども事業課、学校教育課
3113	さまざまな主体が子ども・若者のために同じ方向性をもって子どもの居場所づくりに包括的に取り組むことで、さまざまな課題を抱えた子どもの育ちを支える。	人権平和センター 国際交流センター、 こども政策課 青年の家いぶき
3114 (1425)	性別にとらわれず自由に進路や職業を選択し、社会人として自立できる力をつけるため、職業観の教育や進路指導などのキャリア教育を実施する。(再掲)	学校教育課
3115 (2124)	性別にかかわらず、組織等の中で意思決定過程への参画を可能とするマネジメント能力等を養うための学習機会を提供する。(再掲)	すてっぷ
3116	子ども自身が身を守るために必要な情報の提供および教育を充実する。	くらし支援課、健康政策課
3117	自分らしい生き方を選択できるよう、将来の生き方について考える機会を提供する。	こども政策課
3118	困難や生きづらさなどを有する若者が社会で生きる力を育むため、それぞれの状況に応じた段階的な支援に取り組む。	くらし支援課、青年の家いぶき、国際交流センター、人権平和センター

2) 女性の就労支援【重点的に取り組む施策】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3121 (2221)	女性の職業能力を高めるため、技術習得や資格取得につながる講座等の学習機会を提供する。(再掲)	すてっぷ、国際交流センター、くらし支援課、福祉事務所、子育て給付課
3122 (2222)	女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業を支援する学習機会を提供する。(再掲)	すてっぷ、くらし支援課、子育て給付課

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3123 (2223)	起業を志す女性のための学習機会や情報、場を提供する。(再掲)	すてっぷ、産業振興課、国際交流センター
3124 (2224)	女性の就労支援のための相談対応を進める。(再掲)	すてっぷ
3125 (2225)	多様な事情に応じて働く場や仕事が確保できるよう、求人情報の収集と求職者への紹介を行う。(再掲)	くらし支援課
3126	女性の就労支援に向けて、労働についての情報や学習機会を提供する。	すてっぷ、くらし支援課、子育て給付課

3) 就労に必要な能力の習得支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3131	年齢、身体的機能、家族構成、就労経験などの理由により就労が実現できず、就職に向けた支援を必要とする人に、相談や各種講座、職業紹介などの支援を行う。	すてっぷ、くらし支援課、福祉事務所、子育て給付課
3132	高齢者の介護予防・自立支援、今後の社会の活力の維持につなげていくため、高齢者の多様な就労を支援する。	くらし支援課、福祉事務所

4) 政策・方針の立案・決定過程参画に向けての人材育成の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3141 (2119)	女性が市政に関心を持ち、積極的にかかわれるよう、女性の人材育成のための学習機会を提供する。(再掲)	すてっぷ

5) エンパワーメントや男女共同参画推進に関するグループ・ネットワークづくり

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3151	互いの力を高め合うため、共通の課題・目標を持つ個人のグループ化を支援する。	すてっぷ、国際交流センター、くらし支援課、こども相談課、青年の家いぶき
3152	男女共同参画社会の実現に貢献する団体・グループ等に対し、情報提供や助成を行い、交流を通じたネットワークの形成を図り、継続的な活動支援を行う。	すてっぷ

6) エンパワーメントに関する学習機会・情報の提供とデジタル技術の利活用の推進・促進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3161	エンパワーメントに向かうための気づきを促す学習機会・情報の提供を充実させ、各種相談業務との連携を強化する。	すてっぷ
3162	デジタル技術の活用支援や各種講座等を通じて、市民の情報リテラシーの向上やデジタルデバイド(インターネットやパソコン等の情報通信技術の利用機会の格差)の是正・解消に取り組む。	すてっぷ、デジタル戦略課、公民館

2 さまざまな困難を抱える人々への支援

生活上の困難に直面する女性などをはじめ、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ等の支援が必要な人・生きづらさを抱える人などが地域で安心して暮らすことができるよう、多様な支援や各種制度・サービスの充実、環境の整備に取り組みます。

また、一人ひとりに寄り添った支援に向けて、包括的な支援体制を構築・強化していきます。

1) 生活上の困難を抱える人々への支援【重点的に取り組む施策】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3211 (2329)	ひとり親家庭の母子・父子が充実した生活を送ることができるよう住宅、就労、医療給付など、さまざまな支援を通してセーフティネットの充実を図る。(再掲)	すてっぷ、くらし支援課、子育て給付課、住宅課
3212	貧困状態にある世帯の子どもがおかれる状況をふまえ、多機関・多職種と連携しながら、切れめない支援・子どもの貧困対策に取り組む。	こども政策課、子育て給付課、こども相談課、くらし支援課、国際交流センター
3213	生活困窮者の自立に向けて、一人ひとりの生活課題をふまえ、専門機関などとの連携により適切な支援を進めます。	くらし支援課
3214 (3131)	年齢、身体的機能、家族構成、就労経験などの理由により就労が実現できず、就職に向けた支援を必要とする人に、相談や各種講座、職業紹介などの支援を行う。(再掲)	すてっぷ、くらし支援課、福祉事務所、子育て給付課
3215 (3118)	困難や生きづらさなどを有する若者が社会で生きる力を育むため、それぞれの状況に応じた段階的な支援に取り組む。(再掲)	くらし支援課、青年の家いぶき、国際交流センター、人権平和センター

2) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備【重点的に取り組む施策】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3221	高齢者や障害者、外国人等が安心して生活できるよう自立に向けた支援やサービス・制度等の提供を通して、セーフティネットの充実を図る。	人権平和センター、国際交流センター、くらし支援課、長寿安心課、障害福祉課、地域共生課
3222	在住外国人に対して、ライフステージに応じた多言語による情報提供、相談支援・対応等の充実を図る。	人権政策課、国際交流センター
3223	コミュニケーションや生活をより豊かにしていくため、識字教育の充実を図る。	人権平和センター、国際交流センター、社会教育課、公民館
3224 (1233)	LGBTをはじめとする性的マイノリティが抱える課題の解決に向けて、大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度の周知や、当事者や家族などが気軽に相談できる環境づくりを推進する。(再掲)	人権政策課
3225	ライフステージに応じたメンタルヘルスに関する取組みを推進する。	保健予防課

3) 人権侵害の相談・救済の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3231	男女共同参画を阻害する要因による人権の侵害にかかわる相談対応を行う。	人権政策課、すてっぷ、国際交流センター
3232	相談関連機関の相談員の研修を実施する。	人権政策課
3233	人権侵害に関する相談関連機関の連携を進める。	人権政策課
3234	男女共同参画苦情処理制度によって、人権侵害の救済を進める。	人権政策課

4) 包括的な支援体制の構築・強化

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3241	地域福祉に関する既存の会議体・ネットワークなどの見える化を進めるとともに、地域での支え合いやネットワーク等の充実を図る。	地域共生課、長寿社会政策課、障害福祉課、子育て支援センターほっぺ、くらし支援課
3242	さまざまな困難を抱える人などを地域で孤立させないよう、身近な地域での理解の促進や見守り活動などによる「気づき」を促進する。	地域共生課、人権政策課、すてっぷ

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3243	当事者等が相談しやすい仕組みの検討・構築、相談に関する重層的なネットワークの構築・強化とともに、複合的な課題への対応に向けて総合相談体制の整備・強化に取り組む。	地域共生課、長寿安心課、障害福祉課、子育て支援センターほっぺ、くらし支援課、福祉事務所

5) 相談員の資質の向上

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3251	性による差別と他の差別を複合的に受けているケースに対応する相談員、職員の資質の向上に向けた研修を進める。	人権政策課、人事課

3 生涯を通じた健康支援

男女が互いの身体について正しく理解するとともに、女性は妊娠や出産の可能性があり、その心身の状況が年代に応じて大きく変化するという特性をふまえ、ライフステージごとの課題に応じた支援に取り組みます。

また、すべての人が生涯いきいきと心身とも健康で豊かに暮らすことができるよう、一人ひとりの自発的な健康づくりを支援します。

1) 女性の健康対策の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3311 (1211)	からだと性に関する正しい情報提供を行い、互いの性を尊重し合うことができるよう啓発を進める。(再掲)	すてっぷ、保健予防課、母子保健課
3312	妊娠、周産期において妊産婦・乳幼児が健康を保持できるよう支援を行う。また、不妊症や不育症への支援を行う。	母子保健課
3313	子宮頸がん検診、HPV ワクチン、乳がん検診などの受診や周知を行うとともに、女性特有の心身の健康問題などに関する相談支援、正しい知識などの啓発や情報提供を行う。	健康政策課、市立豊中病院総務課、市立豊中病院医事課

2) 一人ひとりの健康づくりの支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3321	健康づくりに関する意識啓発や定期的な健康診査の受診勧奨などを通じて、市民の主体的な健康づくりを促進する。	健康政策課
3322 (3225)	ライフステージに応じたメンタルヘルスに関する取組みを推進する。(再掲)	保健予防課

4 防災・災害対応時における男女共同参画の推進

地域防災に関する方針の立案・決定過程への女性の参画拡大を進めるとともに、地域の自主防災組織など防災の現場への女性の参画を促進します。

また、平常時から非常時、復興時までの各段階において、男女共同参画の視点を反映した取組みを進めます。

1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対応の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3411	地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程および防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制づくりを進める。	人権政策課、危機管理課
3412	地域防災活動などに女性の視点を反映すること、そのために女性の参画が必要であることなどについて、自主防災組織や防災関係者への情報提供・啓発を実施する。	危機管理課
3413	男女共同参画の視点をふまえた地域住民主体による自主防災活動や要配慮者に対する取組みなどを支援する。	危機管理課
3414	災害時の指定避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点または性的マイノリティに配慮する視点等をふまえた運営を努める。	危機管理課
3415	災害時における女性の悩み・暴力に関する相談サービスを提供する。	すてっぷ

推進のための指標

成果指標

指標項目		策定時 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
地域就労支援センターで受けた相談のうち、過去1年間で就労に結びついた件数とその割合 ★7,9		女性：105人・11.6% 男性：89人・8.4% (令和2年度)	男女とも20%
女性に関するがん検診の受診率	①乳がん検診	45.0% (平成28年度) ※	50.0% (令和5年度) ※
	②子宮がん検診	40.7% (平成28年度) ※	45.0% (令和5年度) ※

※ 豊中市健康づくり計画市民アンケート調査

活動指標

指標項目	策定時 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
すてっぷ相談室における相談件数	2,006件(令和2年度)	現状を表す指標のひとつとしているため、目標値は設定していません。
うちDVに関する相談件数	169件(令和2年度)	
CSW(コミュニティソーシャルワーカー)相談支援件数	1,048件(平成31年)	1,080件(令和12年)
ひとり親家庭への子育て・生活支援(母子父子福祉相談延べ件数) ★10	1,398件 (令和2年度) ※コロナ禍により一時的に件数が増加している。	1,348件

基本目標 4 あらゆる暴力を根絶する

本市では基本目標 4 の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画（DV 対策基本計画）として位置づけています。

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪は、個人の尊厳を傷つける人権侵害であり、決して許されるものではなく、男女共同参画社会の実現をめざすうえで、配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪などあらゆる暴力の根絶は克服すべき課題となっています。

本市では毎年多くの DV に関する相談が寄せられていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、相談件数はさらに増加しており、主に女性からの相談が中心となっています【表 4-1】。

また、市民の精神的暴力と社会的暴力に関する認識は女性に比べて男性のほうが低い傾向があり、暴力行為に対する認知が十分ではないことがうかがえます【図 4-1】。さらに、DV を受けた経験がある女性の 3 割、男性の 6 割は「相談しようとは思わなかった」と考えており、その理由として「相談するほどのことではないと思ったから」が男女とも 4 割を占めていることから、被害を受けた認識の低さが相談につながらない大きな要因になっていることがわかります【図 4-2、4-3】。

このような状況をふまえ、一人ひとりが暴力に対する認識を持ち、暴力を許さない意識を持つための意識づくり、被害者を迅速に適切な支援へと結びつけるための相談支援体制の充実、関係機関や民間団体等の連携強化などに取り組み、あらゆる暴力の根絶をめざします。

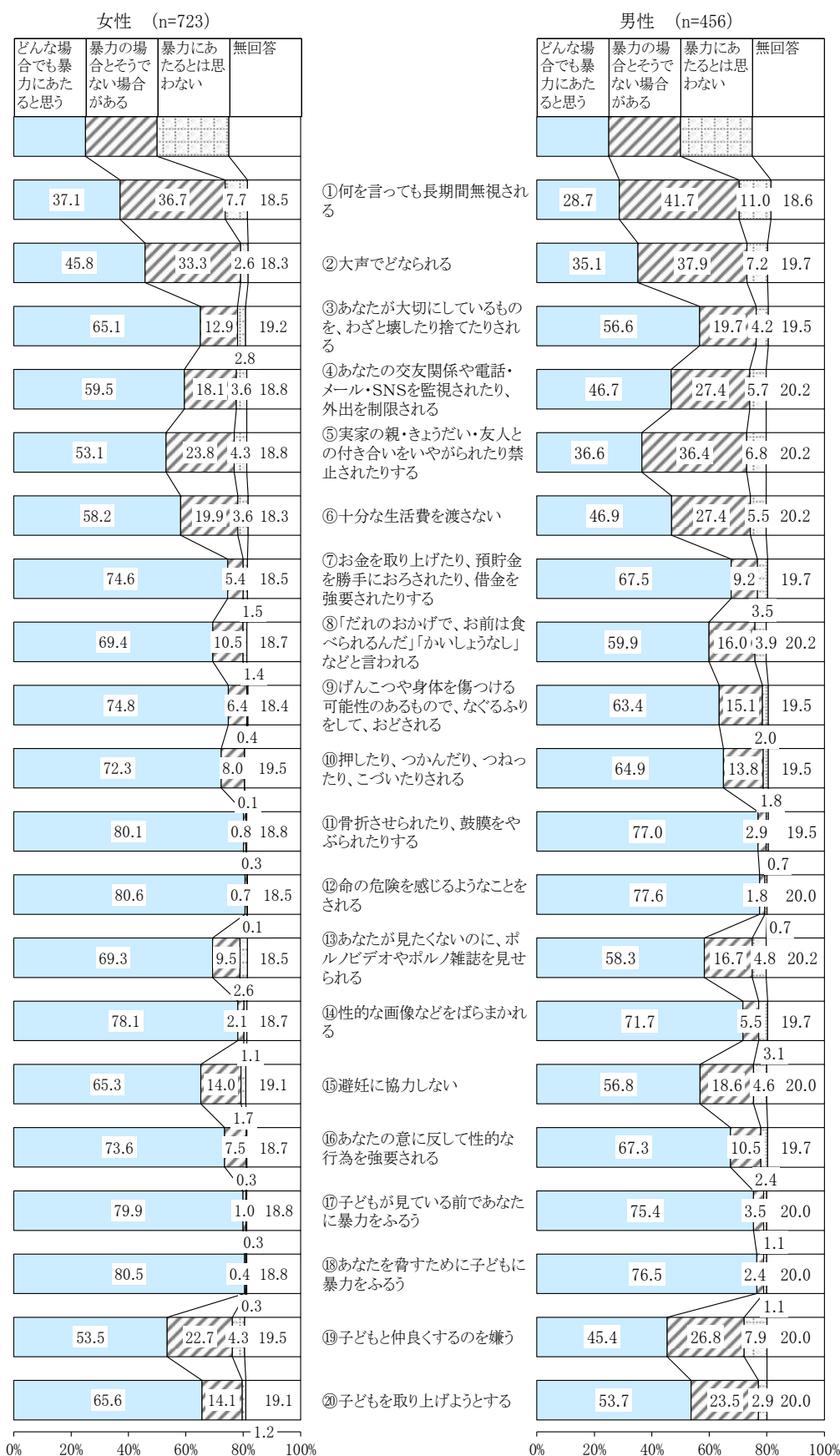
【表 4-1：DV 相談件数】

（単位：件）

	人権政策課	配偶者暴力相談 支援センター	すてっぷ相談室	計
平成 29 年度 (2017 年度)	119	246	368	733
平成 30 年度 (2018 年度)	—	533	268	801
令和元年度 (2019 年度)	—	567	259	826
令和 2 年度 (2020 年度)	—	835	169	1,004

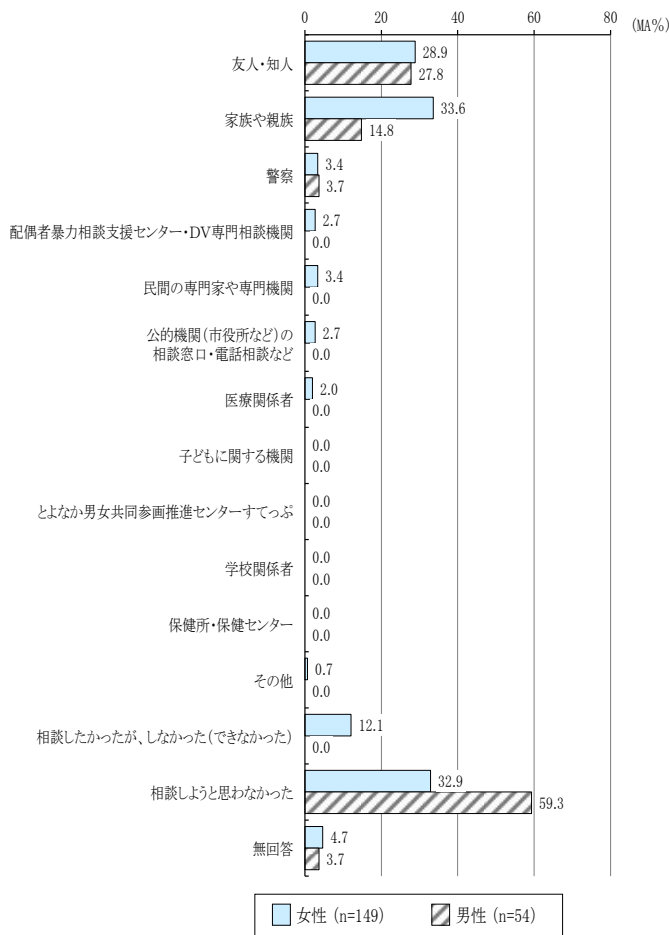
※配偶者暴力相談支援センターは平成 29 年（2017 年）10 月設置。以降、人権政策課対応分も配偶者暴力相談支援センターの件数に含まれる。

【図4-1：DVに対する認識】

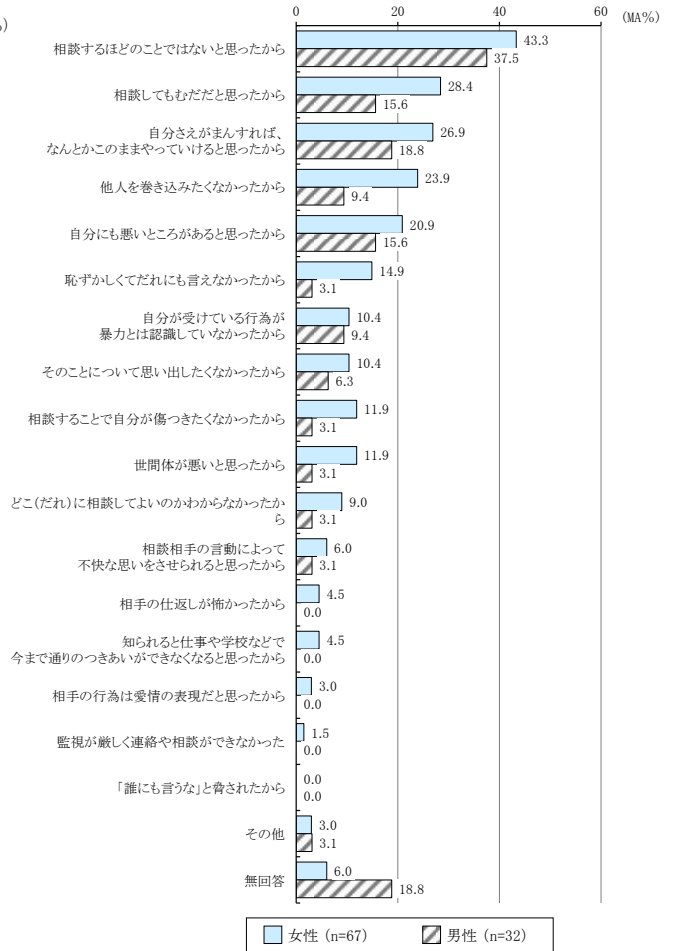


資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和3年（2021年））

【図4-2：DVの相談状況】



【図4-3：DV被害を相談しなかった理由】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和3年（2021年））

1 DVを許さない社会づくり

DVを防止していくためには、一人ひとりが、互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持つことが重要となります。DV被害を受けていることを認識しておらず、相談に至らないケースもあることから、DVについての認識を深めていくための周知・啓発、情報提供の充実に取り組みます。

周知・啓発にあたっては、外国人や障害者などあらゆる立場の人に情報が行き届くよう、適切かつ効果的な手段での情報発信に努めます。

また、交際相手からの暴力であるデートDVの問題をふまえ、若年層へ特化した周知・啓発を行い、防止に向けて取り組みます。

1) DV防止に関する啓発と早期発見に向けた支援【重点的に取り組む施策】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4111	市民一人ひとりがDVとは何か(DVにあたる行為とは何か)を認識し、DVの防止策・対応策などについての理解を深めることができるよう、多様な広報媒体の活用や講座等の開催による普及啓発に取り組む。また、あらゆる世代への効果的な啓発手段・手法を検討する。	人権政策課、すてっぷ、広報戦略課、読書振興課
4112	交際相手などからの暴力(デートDV)の防止に向けて、市内中学校への出前講座や若年層を対象としたデートDVセミナーを実施するとともに、ホームページやSNSなど多様な媒体を活用したDVやデートDVへの啓発に取り組む。	人権政策課、すてっぷ
4113	学校や保育施設などにおける人権教育、人権保育を通して、お互いの人権を尊重し、暴力によらない問題の解決方法を身につけられるよう、男女平等教育の推進を図るための体制を整備する。また、教職員や保育士、保護者などを対象とした研修・啓発に努める。	人権政策課、こども事業課、学校教育課
4114	出前講座や啓発物の配布などを通して、自治会や民生委員・児童委員、PTA、保護者会、事業所などへのDVに関する周知・啓発に努める。	人権政策課、産業振興課、コミュニティ政策課、地域共生課、障害福祉課、長寿安心課、こども事業課
4115	情報の多言語化や外国人向けのセミナーの開催、関連情報の点字化や、障害者施設へのリーフレットの設置等、DVに関する情報が幅広く行き渡るよう情報のバリアフリー化に取り組む。	国際交流センター、障害福祉課
4116	医療関係者や福祉関係者等に対し、DV防止ネットワーク会議などを通して、「配偶者暴力防止法」に基づく通報の趣旨や市施策等を周知し、被害者の早期発見、支援に結びつける。	人権政策課

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4117	市立病院内において、職員に「配偶者暴力防止法」に基づく通報の趣旨を徹底し、被害者に対して相談窓口や緊急連絡先等、利用できる関係機関を紹介する等の情報提供に努める。	市立豊中病院医事課、 市立豊中病院総務企画課
4118	加害者を対象としたその更生のための施策等、DVの防止に向けた取組みについては、国や大阪府などにおける調査研究の情報収集に努める。	人権政策課
4119	配偶者暴力相談支援センターについて、多様な媒体を活用し、市民への周知を図るとともに、機能の向上に向けて取り組む。	人権政策課

2 相談体制の充実

DV被害者の支援にあたっては、被害者が安心して相談できる体制づくりが必要不可欠となります。被害者が迅速に適切な支援に結びつくよう、相談窓口の周知をはかるとともに、被害者の特性をふまえた対応ができるよう、相談担当者の資質や意識、対応能力の向上に取り組めます。

相談支援にあたっては、経済的な問題や子どもの問題など、DV被害者が複合的な課題を有しているケースにも適切な対応、支援ができるよう、分野を横断した包括的な相談支援体制の構築に努めます。

また、コロナ禍の状況等もふまえ、メールやSNSなどを活用した相談支援など、被害者の状況に十分配慮した安心・安全な相談環境の整備に取り組めます。

1) 安心して相談できる体制づくり【重点的に取り組む施策】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4211	配偶者暴力相談支援センターや「すてっぷ相談室」、警察などのさまざまな相談窓口について、被害者や被害者の身近な人にとってより相談しやすい窓口となり、相談することへの抵抗をなくすような理解を広めるよう、効果的な周知や情報発信に取り組む。	人権政策課、すてっぷ、 国際交流センター、 広報戦略課、地域共生課、 障害福祉課、長寿安心課、 母子保健課、こども相談課、 子育て給付課、 市立豊中病院医事課、 市立豊中病院総務企画課
4212	あらゆる人が相談しやすい環境づくりに向けて、SNSやオンラインなど、多様なコミュニケーションツールを活用した相談支援に取り組む。	人権政策課、すてっぷ、 国際交流センター、 広報戦略課、障害福祉課、 健康政策課、こども相談課
4213	被害者が、障害者、高齢者、外国人などであることによって支援を受けにくいということにならないよう、障害福祉センターひまわり、とよなか国際交流センター、すてっぷをはじめ、関係部局や関係機関と連携しながら、情報提供、相談体制の充実に努める。	人権政策課、すてっぷ、国際 交流センター、 人権平和センター、 障害福祉課、長寿安心課

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4214	被害者の早期発見・早期対応と、複合、多様化するケースに対応するため、地域や関係機関と連携した分野横断的な相談支援体制を構築するとともに、各種会議等において、情報の管理・共有を図る。	人権政策課
4215	DV相談の内容の複雑化や深刻化をふまえ、相談業務や関連業務等に係る職員向けに、DVの早期発見により被害を最小限に防ぐことや、DVの理解不足から被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つく二次被害の防止などについての、情報提供や研修に取り組む。また、相談担当者の二次受傷やバーンアウトの対応等、職員のセルフケアの観点をふまえた研修の機会および情報の提供に努める。	人権政策課、すてっぷ、くらし支援課、地域共生課、福祉事務所、障害福祉課、長寿安心課、保健予防課、母子保健課、こども相談課、子育て給付課、教育総務課、児童生徒課
4216 (4119)	配偶者暴力相談支援センターについて、多様な媒体を活用し、市民への周知を図るとともに、機能の向上に向けて取り組む。(再掲)	人権政策課

3 DV被害者の保護および自立支援

緊急にDV被害者の保護が必要とされるケースについては、被害者が安全で安心して保護が受けられる体制が必要不可欠となります。

同伴する家族がいる人、障害者、外国人、医療を必要とする人等、あらゆる立場の人が安心して保護を受けられるよう、関係機関等と連携を図りながら、被害者や被害者の家族の状況に応じた受入体制の確保と情報管理の徹底に取り組めます。

また、被害者が自立して生活をしようとする際には、就労機会の確保や住宅や生活費の確保に向けて支援するとともに、被害者や被害者の家族に寄り添った継続的な心のサポートに努めます。なお、被害者の安全と安心を確保する観点から、個人情報については適正な管理を徹底します。

1) 緊急時における安全の確保

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4311	緊急に被害者の保護が必要となった場合、安全で安心して保護を受けられるよう、大阪府の女性相談センターや警察、消防などの関係機関と連携しながら、必要に応じて同行支援も行い、大阪府の一時保護につなぐ。また、状況に応じて、緊急の宿泊費や交通費、食費が必要な場合に、本市の助成制度を活用する。	人権政策課、 消防局救急救命課
4312	被害者や同伴する家族（子や親など）の状況に応じて、一時保護以外でも対応できるよう、必要に応じてケース検討会議を開催し、高齢者福祉施設や母子生活支援施設などの避難場所を提供できるよう、施設との協力・連携の強化に取り組む。	人権政策課、長寿安心課、 子育て給付課

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4313	緊急時の相談から一時保護中のサポート、関係部局や関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援など、被害者の自立に向けて適切な支援を行うため、専門的な知識を持つ専門相談員の設置による支援体制の整備・充実を図る。	人権政策課
4314	被害者が障害者や外国人の場合、一時保護中や自立支援の際に、必要に応じて手話通訳者や外国語通訳者を派遣できる体制の整備・充実を図る。	人権政策課、国際交流センター、障害福祉課
4315	生活のためのさまざまな施策をはじめ、制度の狭間にいる被害者への生活費等の貸付や給付制度等の支援、それらの支援に関する窓口や手続きなどについて情報提供を進める。	人権政策課、すてっぷ、福祉事務所

2) 自立支援の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4321	複数の窓口でDVに関する辛い経験を説明する機会を最小限に抑えることで被害者の精神的負担を軽減するため、相談内容や希望する支援の内容を記入する「豊中市DV被害者支援相談共通様式」の活用や関係機関の窓口連携によるワンストップサービスの推進および充実を図る。	人権政策課、すてっぷ、国際交流センター、くらし支援課、市民課、福祉事務所、障害福祉課、長寿安心課、母子保健課、こども相談課、子育て給付課、教育総務課
4322	「支援措置対象者の情報管理に関する指針」に基づき、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う関係部局との連携を通じて、適正な個人情報の管理を徹底して行う。	人権政策課、法務・コンプライアンス課、税務管理課、市民課、選挙管理委員会事務局
4323	被害者の安全確保の観点から、被害者に対し、住民票の写しの発行制限に関する情報の提供を行う。	人権政策課、すてっぷ、市民課
4324	生活支援や就労支援、住宅の確保、医療保険、年金、生活保護、子どもの保育、就学など、自立に向けて必要な制度、窓口、手続き等について情報提供を行う。	人権政策課、すてっぷ、国際交流センター、人権平和センター、くらし支援課、福祉事務所、長寿安心課、保険資格課、子育て給付課、住宅課、教育総務課
4325	一時保護所等を退所する被害者が住宅を確保できるまでの間、一時的に利用できる住宅(ステップハウス)について、調査・検討を行う。	人権政策課

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4326 (4313)	緊急時の相談から一時保護中のサポート、関係部局や関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援など、被害者の自立に向けて適切な支援を行うため、専門的な知識を持つ専門相談員の設置による支援体制の整備・充実を図る。	人権政策課
4327	信頼関係にあるべき配偶者等からの暴力により、心に傷を負った被害者が心理的な安定を取り戻すには、加害者の元から避難した後も一定の期間を経る必要があることから、被害者が身近な場所で相談など心のサポートを受けながら地域での生活を送れるよう、長期的に切れ目のない支援を行う。	人権政策課、すてっぷ、国際交流センター
4328 (4314)	被害者が障害者や外国人の場合、一時保護中や自立支援の際に、必要に応じて手話通訳者や外国語通訳者を派遣できる体制の整備・充実を図る。	人権政策課、国際交流センター、障害福祉課
4329	自らの体験等を語り合い気持ちを分かち合うための交流できるグループの場づくり、グループ活動のサポートを行う。	すてっぷ
43210	面前DV等により被害を受けた子どもに対して支援するため、子どもに関する相談窓口の情報提供などを行い、子どものメンタルケアの実施を図っていく。また、子どもの転校先や居住地等の情報について、厳重に取り扱い、子どもを暴力の危険にさらすことのないよう、教育関係機関との連携を強化する。	こども相談課、子育て給付課、教育総務課、児童生徒課
43211	被害者の同伴家族に障害がある場合や高齢者の場合には、対応できる施設の紹介や利用できる制度の情報を提供するほか、必要に応じて手話通訳者を派遣できる体制の整備を図る。	人権政策課、国際交流センター、障害福祉課、長寿安心課、子育て給付課
43212	被害者のなかには、異性に対する恐怖心がぬぐえない人もいるため、被害者が要望する場合、同性の担当者が同席する等、適切な対応を行う。また、担当者の不適切な対応によって被害者がさらに傷つく二次被害を防止するため、必要に応じて専門相談員による同行支援に努める。	人権政策課、くらし支援課、福祉事務所、障害福祉課、長寿安心課、こども相談課、子育て給付課、教育総務課

4 関係機関等との連携・協力

DVの防止と被害者の早期発見・支援のためには、関係機関や民間団体が連携し、取り組む必要があります。DV防止ネットワーク会議をはじめとする既存の機会・仕組みを活用し、関係者間の連携をさらに強化するとともに、大阪府や他市町村、医療機関、民間団体や事業所等とも連携を図ります。

また、児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者を適切に保護できるよう、児童相談所を含む関係機関の連携・強化による支援の強化を図ります。

1) 関係機関・民間団体等との連携・協力【重点的に取り組む施策】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4411	DV防止ネットワーク会議やケース検討会議の充実を図り、被害者にとって迅速かつ適切な支援の提供や、被害者支援に関する情報の共有と課題の解決に向けて、顔の見える横の結びつきをより深めていく。	DV防止ネットワーク会議の構成課
4412	他の自治体から豊中市に被害者を受け入れる際、被害者本人の同意を得た上で、自治体や配偶者暴力相談支援センターと情報を共有することは、被害者が適切な行政サービスを受け、スムーズに自立していくために有効であるため、情報管理に十分留意しながら、今後とも関係機関との連携を図る。	人権政策課、福祉事務所
4413	被害者の支援が円滑に行えるよう、大阪府と府内の市町村で構成する「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」や「北摂ブロック男女共同参画施策担当課職員連絡協議会」に参加し、情報の収集や交換を行う。	人権政策課
4414	被害者への支援やDVに関する周知・啓発などは、公的機関だけで対応できるものではないため、DV問題、被害者支援などに取り組んでいる民間団体や地域の事業所との連携を図る。	人権政策課、すてっぷ、国際交流センター、障害福祉課、長寿安心課
4415	児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者について、適切な保護が行われるよう、児童相談所をはじめとする関係機関との連携・協力を推進する。	こども相談課、人権施策課、子育て給付課

5 あらゆる性暴力への対策の推進

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、児童への性犯罪など、性に起因する暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

近年ではSNS等の普及や、コロナ禍の影響によるテレワークの導入やオンラインの活用などを背景に、性暴力の被害は一層多様化している状況もふまえ、あらゆる性暴力に関する周知・啓発を行い、予防に向けて取り組みます。

1) セクシュアル・ハラスメント防止および被害者支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4511	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止促進と被害者への支援を行うとともに、テレワークやオンラインの場における新たなセクシュアル・ハラスメントについての周知・啓発を図る。	人権政策課、すてっぷ、くらし支援課
4512	教育、保育・療育機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けて、セクシュアル・ハラスメントに関する研修の実施やポスターやチラシ等による啓発を実施する。	公立こども園子育て支援センター、児童発達支援センター、こども事業課、学校教育課、青年の家いぶき、教職員課、教育センター
4513	地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、セクシュアル・ハラスメントに関する出前講座等を実施するとともに、被害者が相談しやすい機会づくりを進める。	人権政策課、すてっぷ
4514	市役所におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、セクシュアル・ハラスメントについての研修等を実施するとともに、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を設置し、周知に努める。	人権政策課、人事課、市立豊中病院総務課、上下水道局総務課、教育総務課、教職員課、クリーンランド総務課

2) ストーカー等の防止および被害者支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4521	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」による被害者への支援として住民票の写し等の発行制限を行う。	市民課
4522	市内の各所に防犯カメラ（暮らし安心・安全見守りカメラ）を設置し、地域における街頭犯罪や侵入等を未然に防止し、犯罪のない安心・安全のまちづくりを推進する。	危機管理課

3) 児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止および被害者支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4531	有害サイトへのアクセス制御を実施するなど、有害環境を浄化するための活動を推進する。	デジタル戦略課、 教育センター、児童生徒課
4532	子育ての悩みや不安、子どもとの関係について保護者への相談支援や乳児等がいる家庭への訪問事業を行い、児童虐待の防止に取り組む。	子育て支援センターほっぺ、 母子保健課
4533	児童虐待の予防と早期発見、早期援助に向けて、豊中市子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る。	こども相談課

4) あらゆる暴力根絶のための啓発の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4541	あらゆる暴力の根絶に向けて、学習機会の提供や、広報媒体や図書資料等を通じた啓発を進める。	人権政策課、すてっぷ

推進のための指標

成果指標

指標項目		策定時 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
DVで次のような行為を「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した人の割合★11	①何を言っても長時間無視される	女性：37.1% ^{※1} 男性：28.7% ^{※1}	90%以上 (令和7年度)
	②あなたの交友関係や電話、メールを細かく監視されたり、外出を制限される	女性：59.5% ^{※1} 男性：46.7% ^{※1}	90%以上 (令和7年度)
	③あなたが見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	女性：69.3% ^{※1} 男性：58.3% ^{※1}	90%以上 (令和7年度)
	④十分な生活費をわたさない	女性：58.2% ^{※1} 男性：46.9% ^{※1}	90%以上 (令和7年度)
DV被害を相談しなかった人の割合（「相談したかったが、しなかった（できなかった）」＋「相談しようと思わなかった」の割合）★12		女性：45.0% ^{※1} 男性：59.3% ^{※1}	30%以下 (令和7年度)
DVに関する相談窓口に関する認知状況	①相談窓口として「豊中市配偶者暴力相談支援センター」を知っている人の割合（同センターの認知度）★12	女性：6.5% ^{※1} 男性：9.6% ^{※1}	25%以上 (令和7年度)
	②相談できる窓口があることを知らなかった人の割合★12	女性：13.3% ^{※1} 男性：16.4% ^{※1}	5%以下 (令和7年度)
セクシュアル・ハラスメントの防止の取組みを実施している市内事業所の割合		47.2% ^{※1}	60%以上 (令和7年度)

※1 豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和2年度（2020年度））

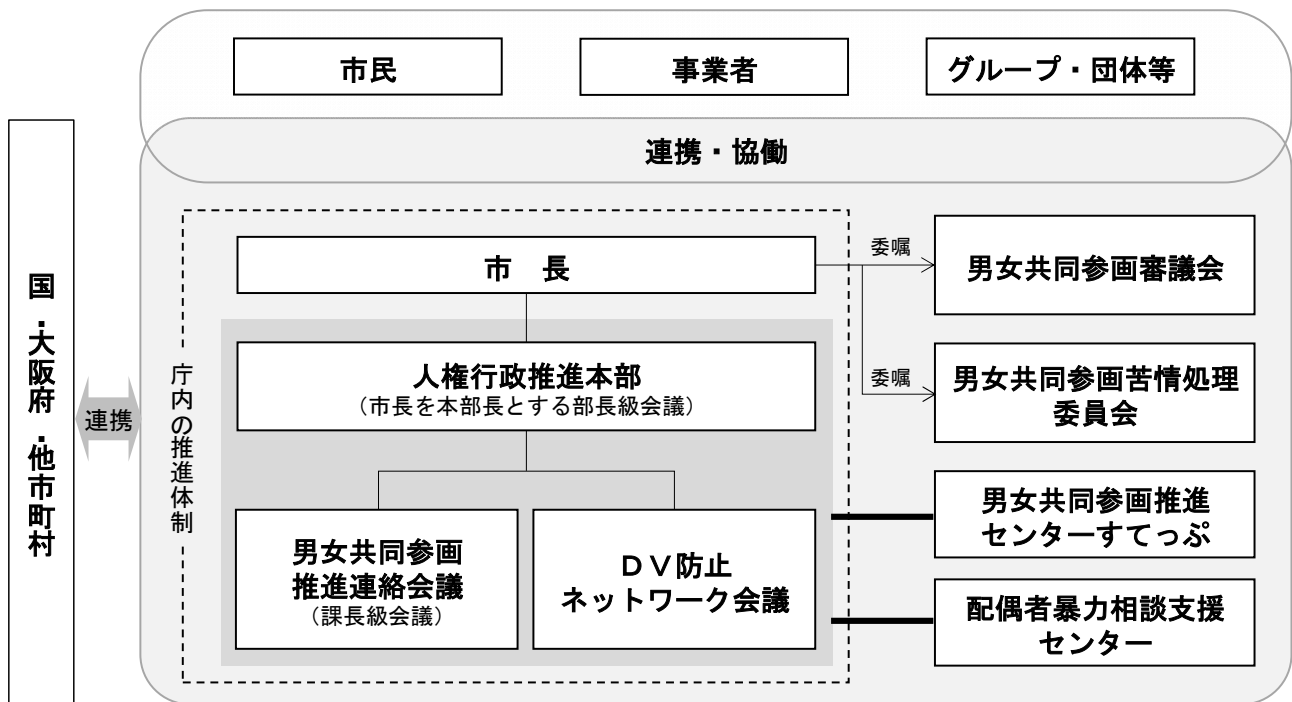
活動指標

指標項目	策定時 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
すてっぷ相談室における相談件数（再掲）	2,006件（令和2年度）	現状を表す指標のひとつとしていないため、目標値は設定していません。
うちDVに関する相談件数（再掲）	169件（令和2年度）	
男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害相談の窓口数や種類、相談枠数	電話相談：100時間/月 面接相談：78枠/月 (令和2年度)	増加 (相談の種類の数)

IV

計画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、市の推進体制を充実するとともに、市民や事業者、グループ・団体等との連携・協働による取組みを進めます。



1. 人権行政推進本部

人権文化のまちづくりをすすめる条例の規定に基づき、人権文化が創造されたまちの実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長を本部長とする人権行政推進本部を設置しています。この推進本部を中心にしながら総合的な人権施策の推進を図ります。

2. 男女共同参画推進連絡会議

男女共同参画社会を実現するための諸施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、人権行政推進本部会議の下に、男女共同参画推進連絡会議を設置しています。この連絡会議を中心にしながら計画の着実な推進を図ります。

3. DV防止ネットワーク会議

DVに関係する機関が相互に連携し、DVの防止およびDV被害者の支援のあり方等について検討することを目的として、DV防止ネットワーク会議を設置しています。このネットワーク会議等において、DV被害者に対する迅速かつ適切な対応・支援のための関係機関等との連携強化を図ります。

4. 男女共同参画審議会

豊中市男女共同参画推進条例に基づいて、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、豊中市男女共同参画審議会を設置しています。計画の進捗状況などを報告し、意見を受けて、より効果的な推進を図ります。

5. 男女共同参画苦情処理委員会

豊中市男女共同参画推進条例に基づいて、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するため、所定の苦情等の申出を処理する公正・中立な機関として、豊中市男女共同参画苦情処理委員会を設置しています。相談、苦情処理、訴訟資金の貸付という、人権侵害救済の一連の制度の中における「男女共同参画苦情処理制度」の一層の周知を図ります。

6. 男女共同参画推進センター

「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」は、男女共同参画の推進に関する情報の収集および提供をはじめ、性別に起因する人権の侵害および悩みに関する相談、市民活動の支援および交流の場の提供、講座等の開催および啓発の実施、調査および研究、施設の提供などの事業を実施しています。本市における男女共同参画を推進する拠点施設として、事業の一層の充実を図ります。

7. 配偶者暴力相談支援センター

「豊中市配偶者暴力相談支援センター」は、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者および同伴者の緊急時における安全の確保および一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助などを実施しています。本市におけるDVに関する支援を推進する拠点施設として、事業の一層の充実を図ります。

8. 男女共同参画に関する調査・研究

市民意識や市民ニーズなどを的確に把握し、今後の施策の推進に反映させるため、必要に応じて男女共同参画に関する意識調査、実態調査などを実施します。

9. 市民、事業者、グループ・団体等との連携・協働

男女共同参画社会の実現には、市はもとより、市民、事業者、グループ・団体等の自発的、主体的な取組みが不可欠であり、これらの主体と連携・協働により男女共同参画を推進します。

10. 国、大阪府、他市町村との連携

国では、国際社会の動きと連動しながら、省庁が一体となって施策を進めています。今後も、国をはじめ、大阪府、他の市町村と連携を図りながら男女共同参画を推進します。